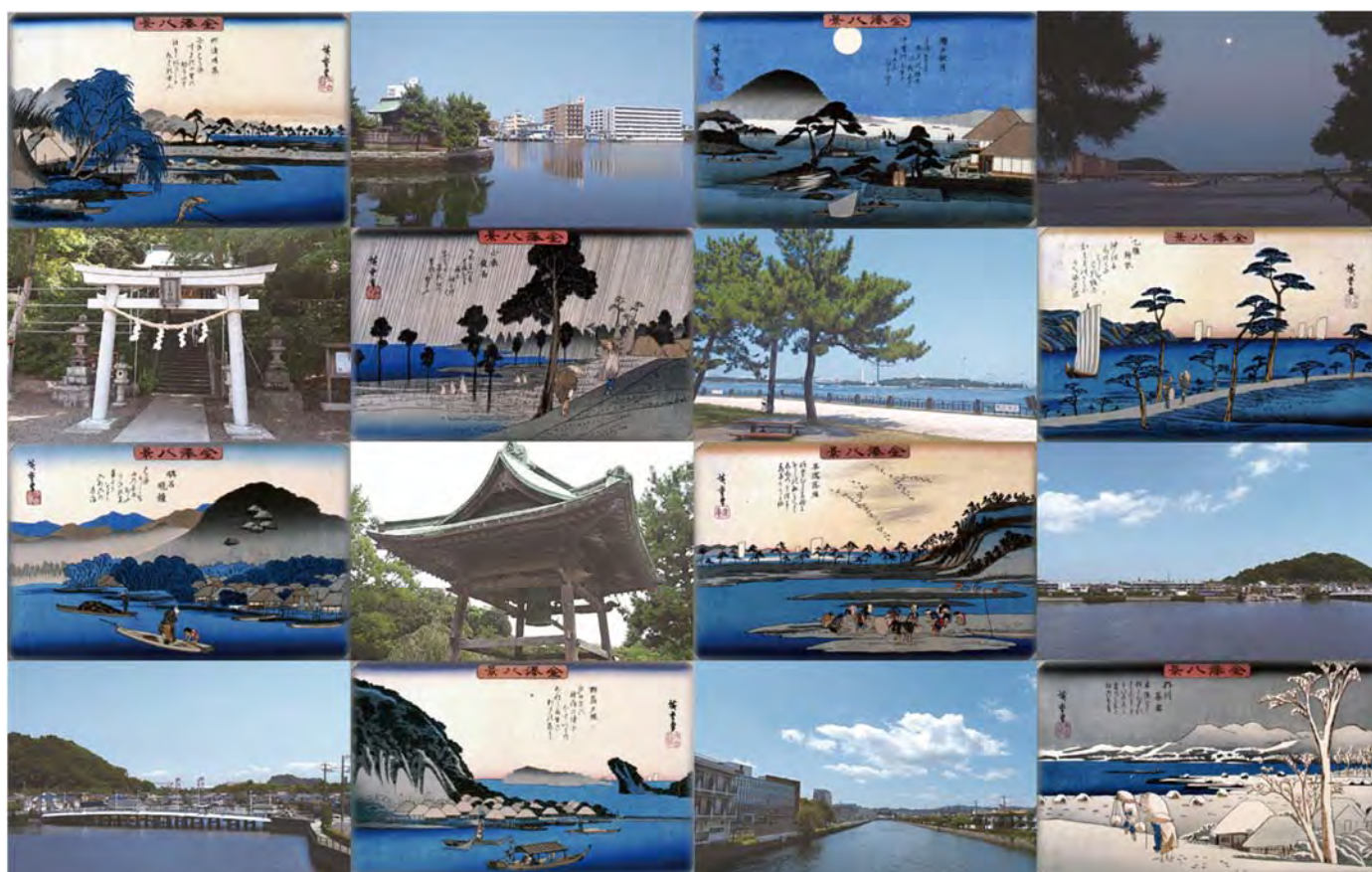


横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン

金沢区まちづくり方針



平成 30 年 3 月

横浜市金沢区役所・都市整備局

はじめに

金沢区は市域の南に位置し、約 30km²の面積の中に、およそ 20 万人の人々が暮らしています。

地理的には、東に海を、南北にみどりの尾根を有し、その尾根から海にかけて、幾筋かの河川が流れ込んでいます。海岸線は、砂浜、湾や港、埋立地といったさまざまな様相を見せています。

このように、金沢区は、森、川、海といった自然環境に恵まれており、また、鎌倉文化圏の特色を色濃く残し、鎌倉時代から近代を中心とする史跡の宝庫ともなっています。

一方、産業に目を転じると、区内には、漁業・農業、臨海部産業団地(LINKAI 横浜金沢)を代表とする工業や物流の拠点があります。また、金沢動物園、水族館、海の公園、八景島を代表とする観光施設や、大学をはじめとする研究機関もそろっています。特に公園面積では、市内全域の公園面積のおよそ 10%を有するなど、その豊かさにも着目すべき点が数多くあります。



このような地域的特徴を背景に、金沢区は、平成 12 年 12 月に横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン『金沢区まちづくり方針』(以下、「金沢区まちづくり方針」といいます。)を策定しました。それまでに積み重ねてきた『“新金沢八景づくり”マスタープラン』などの計画を引き継ぎながら、区民の皆さまのまちづくりに対する御要望や御提案などを参考に、金沢区の都市計画に関する情報を総合的に整理するとともに、金沢区の将来像を描き、そのための基本的な方針を定めたものです。また、平成 17 年 2 月には横浜市都市計画マスタープラン『金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン』(以下「地区プラン」といいます。)を策定しました。

これらのプラン策定から 15 年あまり、区民の皆さまとともに、まちづくりを進めてまいりました。今回の「金沢区まちづくり方針」の改定では、時点修正を行うとともに、社会状況や区民意識の変化等による新たな課題への対応、及び新たに策定された上位計画や横浜市都市計画マスタープラン全体構想、分野別計画等を踏まえた見直しを行いました。また、「地区プラン」の内容を見直した上で「金沢区まちづくり方針」に盛り込み、合わせて「地区プラン」は廃止いたします。

「金沢区まちづくり方針」が行政および関係事業者のみならず、区民一人ひとりによって共有されることにより、誰もがまちづくりに参画しているという意識を醸成するとともに、今後、まちづくりの調整を進める際に、関係者間の共通の指針となるものと期待しています。

目次

第1章 金沢区まちづくり方針について	1
1 金沢区まちづくり方針策定の経緯.....	1
(1) 「金沢区まちづくり方針」(平成12年12月)策定時の経緯.....	1
(2) 「金沢区まちづくり方針」改定の経緯.....	1
2 「金沢区まちづくり方針」の基本的な位置付け.....	2
(1) まちづくり方針の役割.....	2
(2) 都市計画法の位置付け.....	2
(3) 上位計画や他の分野別計画との整合について.....	2
(4) 計画期間の考え方.....	2
第2章 金沢区の成り立ちとまちづくり課題	4
1 金沢区の成り立ち.....	4
(1) 金沢区の原地形.....	4
(2) 金沢区の成り立ち.....	4
(3) 都市化の進展.....	6
2 金沢区の現況とまちづくりの課題.....	8
(1) 人口変動や高齢化.....	8
(2) 生活拠点.....	9
(3) 交通ネットワーク.....	10
(4) 自然環境.....	11
(5) 防災.....	12
(6) 地域資源を活用した地域の活性化.....	13
第3章 まちづくりの基本理念と目標	14
1 まちづくりの基本理念と目標.....	14
(1) まちづくりの基本理念.....	14
(2) まちづくりの目標.....	14
2 金沢区の将来像.....	14
第4章 分野別の方針	18
1 土地利用の方針.....	18
(1) 住居系土地利用.....	18
(2) 幹線道路沿道.....	18
(3) 商業系土地利用.....	18
(4) 臨海部土地利用.....	19
(5) 市街化を抑制すべき地域.....	19
(6) 米軍施設及び返還施設跡地.....	19

(7)まちのルールづくり推進に関する方針.....	21
2 都市交通の方針.....	24
(1) 幹線道路及び主要な地域道路網.....	24
(2) 高速道路網.....	24
(3) 身近な道路網.....	24
(4) 駅舎及び駅周辺.....	25
(5) バス.....	25
3 都市環境の方針.....	27
(1) 少負荷・循環型社会の創出.....	27
(2) 産業型公害、都市・生活型公害の抑制.....	27
(3) 環境保全に対する区民一人ひとりと行政の取組.....	27
4 都市の魅力の方針.....	28
(1) 緑の尾根軸.....	28
(2) 海の水際軸.....	28
(3) 谷戸から海への軸（川の軸）.....	28
(4) 歴史資源・文化資源.....	28
(5) 市街地の花と緑.....	29
(6) 特色のある公園、農地.....	29
5 都市活力の方針.....	32
(1) 交流人口（観光）の活性化.....	32
(2) 環境未来都市を目指したまちづくり.....	32
(3) 駅周辺市街地等の充実.....	33
(4) 臨海部産業団地の活性化.....	33
6 都市防災の方針.....	34
(1) 地震・火災に強いまちづくり.....	34
(2) 津波・高潮に強いまちづくり.....	34
(3) 大雨に強いまちづくり.....	35
(4) 防災体制の充実.....	35
(5) 帰宅困難者対策.....	35
7 健康と福祉のまちづくりの方針.....	37
(1) 誰もが利用しやすい施設の整備.....	37
(2) 健康都市づくりの推進.....	37
(3) 地域福祉保健の充実.....	37
第5章 まちづくりの推進.....	38
1 金沢区心部におけるまちづくり.....	39
2 地域生活圏ごとのまちづくり.....	43
(1) 六浦圏.....	48
(2) 金沢圏.....	50
(3) 釜利谷圏.....	56

(4) 能見台・富岡西圏.....	58
(5) 富岡東・並木圏.....	60
(6) 臨海産業圏.....	62
3 実現に向けて.....	64
参考 用語集	65

第1章 金沢区まちづくり方針について

1 金沢区まちづくり方針策定の経緯

「金沢区まちづくり方針」は、おおむね 20 年後のまちの将来像を描くものです。

まちの将来像を描くためには、区民の皆さまと行政が話し合いながら、地域の課題や将来像について共通の認識を持つことが何よりも必要です。

(1) 「金沢区まちづくり方針」(平成 12 年 12 月) 策定時の経緯

「金沢区まちづくり方針」の策定の第一歩は、区民会議や「ゆめはま 2010 プラン金沢区計画」策定にあたり寄せられた意見を整理することでした。さらに区内では福祉、環境保護、歴史、防災防犯、地域経済の活性化等さまざまな視点からまちづくり活動は展開されており、その活動の中からも意見が寄せられました。また、平成8年から取り組まれている民・学・公連携によるまちづくり活動からは、区域全体の骨格なども提案されています。これらを踏まえ、「金沢区まちづくり方針 策定のためのたたき台」にまとめました。

そしてこの「たたき台」をもとに平成 11 年8月から9月にかけて6地区で地域別懇談会を開催しました。地域別懇談会では、道路や環境、福祉等の多分野にわたり、多くの御意見・御提案をいただき、これらを踏まえて「金沢区まちづくり方針 素案」を作成しました。

平成 12 年2月には「金沢区まちづくり方針 素案」の公表を行い、6地区で地区別の素案説明会を開催し、いただいた御意見を原案に反映し、都市計画審議会を経て平成 12 年 12 月に「金沢区まちづくり方針」を確定しました。

(2) 「金沢区まちづくり方針」改定の経緯

「金沢区まちづくり方針」策定から 15 年以上が経過し、金沢区では人口減少や少子高齢化が進行しており、それに伴う新たな課題が生じています。また、地球温暖化対策などの環境意識や、東日本大震災以降は津波対策、崖地対策など防災意識が高まっています。さらに、平成 18 年6月には上位計画である「横浜市基本構想(長期ビジョン)」が策定され、平成 25 年3月に「横浜市都市計画マスタープラン 全体構想」が改定されました。さらに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」といいます。)の改定が行われています。また、横浜市の様々な分野別計画や、「金沢区地域福祉保健計画 いきいき金沢・ささえあいプラン」(平成 28 年3月)など金沢区の分野別計画が策定・改定されました。「金沢区まちづくり方針」についても、これらの計画と整合性を図る必要があるため、このたび改定を行うこととしました。

平成 26 年度から「金沢区まちづくり方針」の改定に向け、地区推進連絡会等でまちづくりに関する御意見をうかがいながら、素案作りを進めてきました。

2 「金沢区まちづくり方針」の基本的な位置付け

「金沢区まちづくり方針」は、これまでのまちづくり活動の成果を踏まえて、地域の視点を明らかにしながら、金沢区内の都市計画に関する内容を総合的に整理し、方針としてとりまとめたものです。

(1) まちづくり方針の役割

「金沢区まちづくり方針」は、区におけるまちづくりが円滑に進むよう、次の役割を担います。そして、関係者が調整を進める際に共通の手がかりとなります。

- ①金沢区内の都市計画に関する方針や情報を分かりやすくまとめ、区民の皆さまにお知らせすること。
- ②主に都市計画分野について金沢区の目標や将来像を明らかにし、長期にわたるまちづくりの方針とすること。
- ③金沢区でよりきめ細かくまちづくりを検討するため6つの地域生活圏を設定し、圏域ごとのまちづくりの方針を明らかにすること。
- ④まちづくりの目標を市民と共有することにより、まちづくりに多様な主体が参画する機会を促します。

金沢区まちづくり方針は、今回、まちづくり方針の改定を通じて、区民の皆さまと行政とが、パートナーシップに基づいた、きめ細かなまちづくりを進めるための契機にしていきたいと考えています。また、金沢区まちづくり方針は、社会・経済情勢の変化や技術革新、区民意識の変化、市民活動の成果等によって見直され、新たな課題に対応し、よりよいものに書き換えられていくことが期待されます。

(2) 都市計画法の位置付け

「金沢区まちづくり方針」は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられ、市が定める都市計画はこれに即して定められます。横浜市における都市計画マスタープランは、横浜市域全体について定めた「全体構想」と「地域別構想」である「区プラン」および「地区プラン」の3段階の構成を基本とし、「金沢区まちづくり方針」は、地域別構想に当たります。

(3) 上位計画や他の分野別計画との整合について

「金沢区まちづくり方針」は、上位計画である「横浜市基本構想(長期ビジョン)」及び「整開保」等に即して定めています。また、横浜市域全体を対象として定められた全体構想を前提としつつ、各分野別計画と整合を図っています。

(4) 計画期間の考え方

基本的な目標年次はおおむね2038(平成50)年頃とし、長期にわたるまちづくりの将来像を描くものです。

第2章 金沢区の成り立ちとまちづくり課題

1 金沢区の成り立ち

(1) 金沢区の原地形

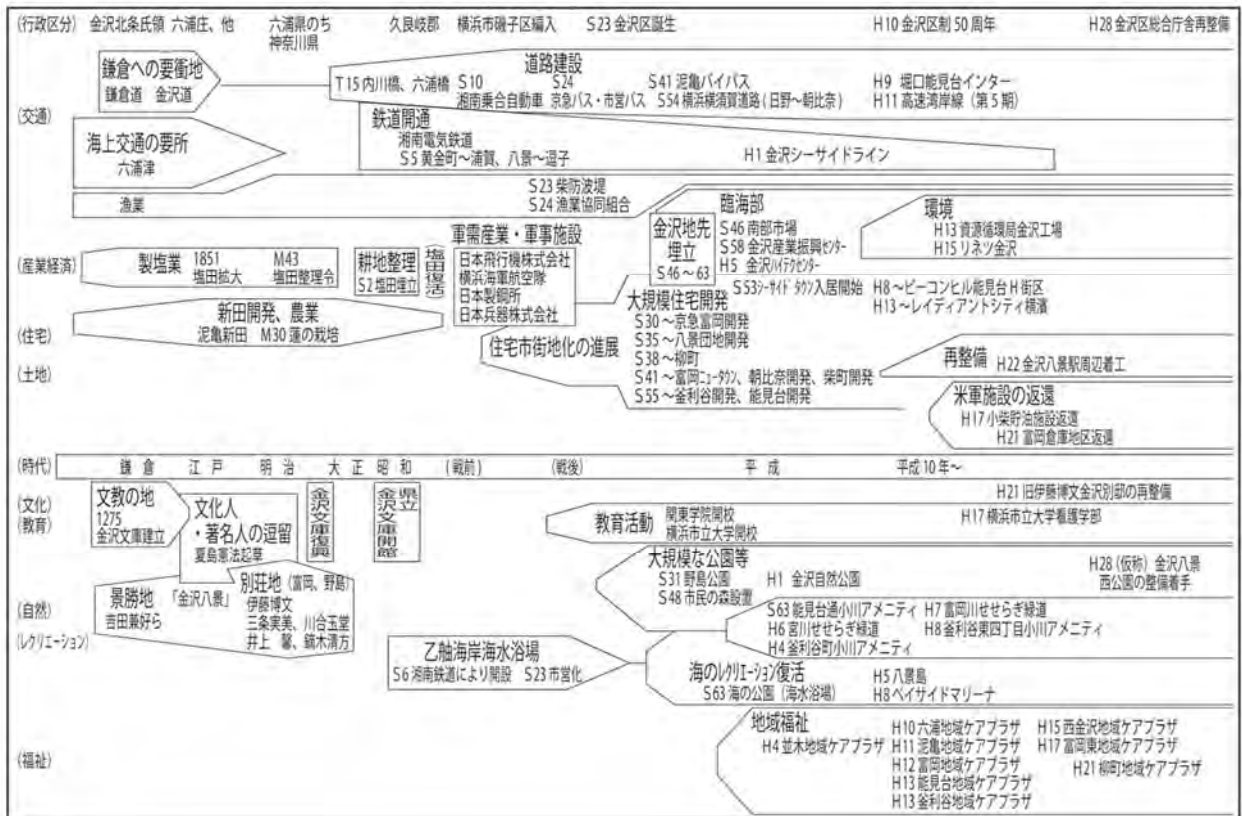
現在の金沢のまちは、長い時間の中で多くの開発が行われてきました。その開発は、海の埋立や丘陵部の造成など、時としてきわめて大きなものでしたが、原地形の有していた特徴や構造的なまとまりの影響を少なからず受けています。

区内でも、郊外部を中心にまとまった緑地があり、身近な緑の拠点を形成しています。また、南西部では宮川や侍従川、北部では富岡川、杉田川といった流域を形成しています。それらの小河川が谷戸を刻む地域は複雑な丘陵地形をなしています。

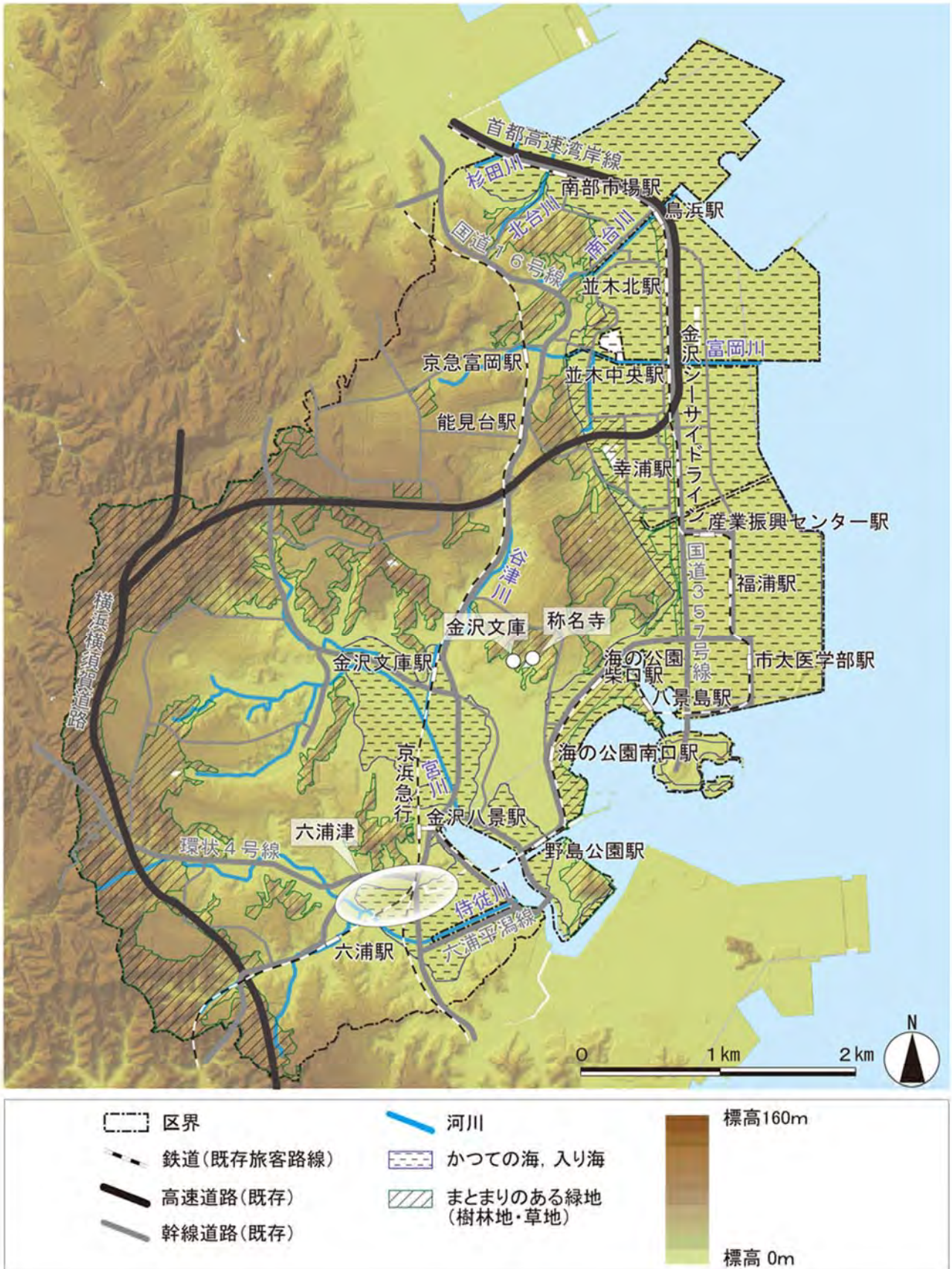
(2) 金沢区の成り立ち

金沢の地には、野島貝塚や称名寺貝塚などの多くの遺跡が物語るように、縄文時代の頃から人々の生活がありました。鎌倉時代には、東アジアに開かれた貿易港「六浦津」や金沢北条氏が残した「称名寺」「金沢文庫」が立地し、交通上、経済上及び文教上、鎌倉政権の東の重要な拠点をなしていました。江戸時代に入ってから、平潟湾周辺地区を中心に、歌川(安藤)広重の浮世絵にも描かれた風光明媚な遊覧地として多くの観光客をひきつけ、明治・大正期も、富岡や野島などが文人や政治家たちの別荘地やレクリエーションの場となるなど活発な人と物の交流を生み続けました。さらに昭和期に入り、戦前になると、軍港横須賀の後背地として多数の軍事施設や軍需産業が立地しました。

●金沢区のまちの歴史的変遷と近年のまちづくりの進展



●金沢区の立体地形図



出典: 基盤地図情報数値標高モデル5mメッシュデータより作成

(3) 都市化の進展

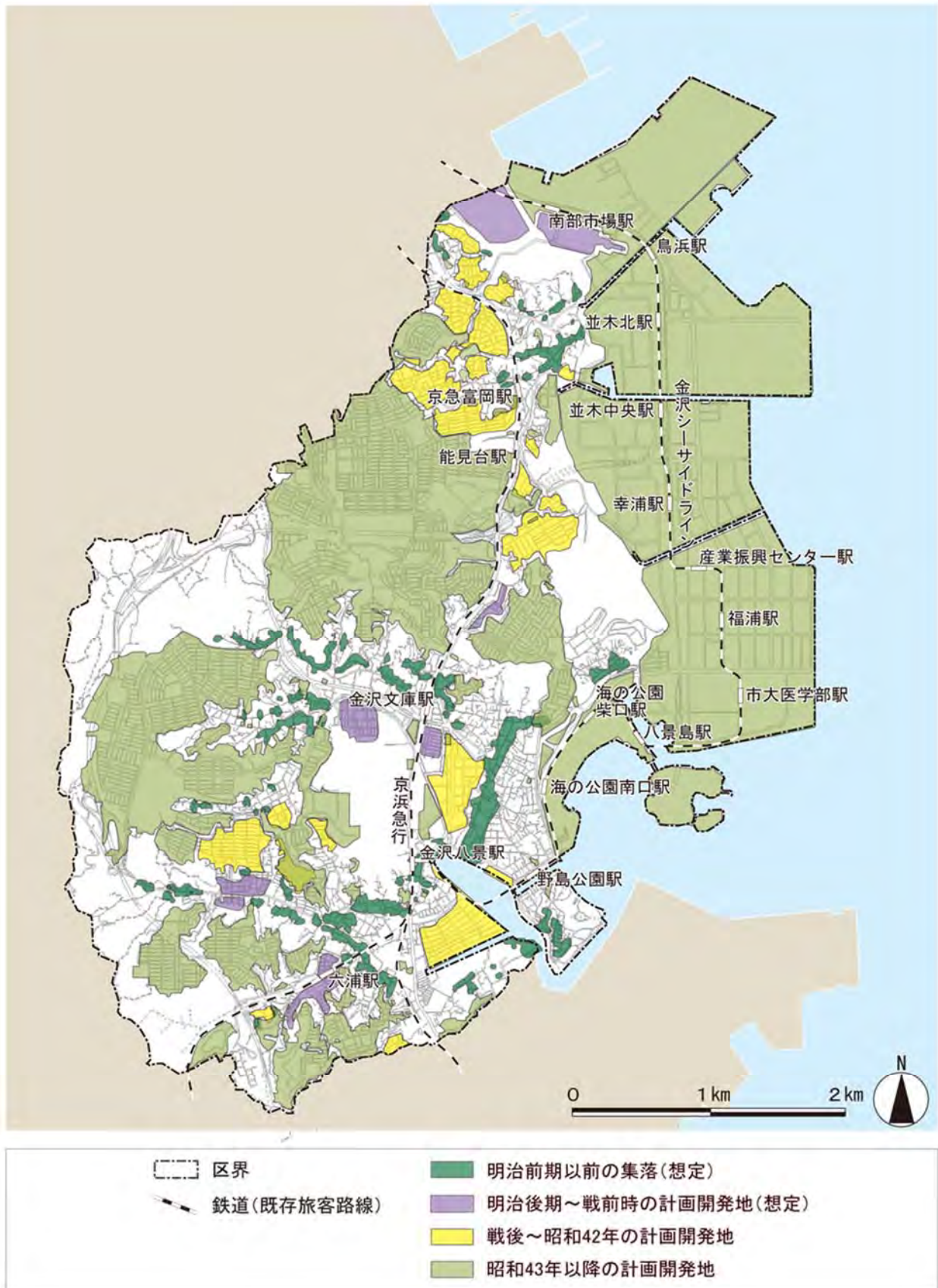
戦後の高度経済成長期以降は、首都圏の海に近い温暖なベッドタウンとして脚光を浴びることとなり、住宅市街地開発が進展し、急激な人口増加と土地の改変を経験しました。その後、金沢シーサイドラインの新設、首都高速道路湾岸線の延伸に伴い、臨海埋立部を中心に産業団地、海のレクリエーション施設の開発が行われるとともに、駅周辺では土地区画整理事業等による再整備が今に至るまで続けられています。

このように、まちの姿は変わりましたが、いつの時代でも地理的要衝の地にあり、その時々最新の生活文化が生まれ、その結果として、多彩な地域が並び立ち、成り立ってきたところが金沢区の特徴といえます。

●時代ごとに見る土地の開発と活用の概要

時代	時代ごとに活用していた場所(地域)	開発と活用の特徴
鎌倉時代以前～ ＝村の時代	谷戸 海と海沿いの 低地	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発生的に生まれた村。 ・狭い谷戸に里山を背景として小さな単位で農耕を営む。 ・富岡、柴、野島など外海に面した低地部に漁村が成立。 ・こうした背景をもつ領域では、現在に至るまで、村時代の自然発生的な土地区画や道路系の上に、敷地単位のスプロールが進行した形となっている。
鎌倉時代 ＝水運の要地 ＝文教の地	入り海と潟	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝夷奈切通（あさいなきりどおし）」が開かれ、鎌倉と直結。 ・幕府は六浦に港を開き、房総をはじめとする各地との取引により、鎌倉への日用品の供給地とするとともに、防衛上の拠点とした。 ・幕府は金沢文庫を建立し、文教の地とした。
江戸時代 ＝景勝の地 ＝新田開発の地	入り海と潟	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢八景」は、心越禅師が八編の詩をつくって以来、多くの人に知られ、瀬戸橋付近には茶店が並び、庶民の観光地として賑わう。 ・文化人も長く滞在して文芸活動を行う。 ・横浜で唯一の大名、米倉氏が居（陣屋）を構える。 ・浅瀬であった入り海では新田の開発が始められた。
明治・大正時代 ＝レクリエーションの地 ＝別荘地	海と海沿いの 低地	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜開港に伴い、関内に外国人居留地ができると、富岡が避暑地として使われる。各界名士も別荘を建てた。 ・海水浴が日本人の一般的な海でのレクリエーションとなり、富岡の海岸や乙軸（おっとも）海岸にぎわう。
戦前・戦中時代 ＝軍需産業と海軍施設の地	入り海と潟、 海、谷戸	<ul style="list-style-type: none"> ・入り海や富岡の海岸部などが埋め立てられ、海軍施設と各種軍需工場が建設された。 ・横須賀の海軍工蔽（こうしょう）など軍事施設や軍需産業に勤める工員住宅が谷戸部につくられる。
昭和30年代 ～40年代初頭 ＝郊外住宅地	丘陵 入り海と潟	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡西、長浜、六浦三丁目、柳町などで住宅地開発。 ・最大でも開発規模20ha程度までの比較的小単位のものが多い。 ・山や丘を大きく削ることなく造成しているため、宅地の勾配が急で、道路も原地形の等高線の面影を残してカーブしたものが多い。 ・公園は少ないが、開発単位の隙間に斜面緑地が残る。
昭和40年代後半以降 ＝郊外住宅地 ＝新産業の地 ＝海と山のレクリエーションの地	丘陵 海	<ul style="list-style-type: none"> ・能見台、釜利谷西、東朝比奈、並木などで住宅地開発。 ・開発規模50haを越える大規模開発が目立つ。 ・造成技術の進歩もあり、大きな造成が行われ、比較的緩い勾配の直線道路により、整然と区画された街並みがつくられた。 ・一定の量の公園が確保され、歩行者専用道路など歩行者のための空間もつくられるようになった。 ・開発地内部には自然緑地はほとんど見られないが、開発規模に応じて周囲にまとまった形で残されている。 ・昭和町・鳥浜町から幸浦・福浦にかけて、大規模埋立により新たな産業都市金沢の姿が出現した。 ・海の埋立地には「海の公園」と「八景島」という人工的につくられた大規模な海のレクリエーション空間が生まれ、丘陵部には「金沢自然公園」やいくつかの市民の森が指定され、森のレクリエーション空間が確保された。
平成時代 ＝隙間開発 ＝自然環境保全と回復の時代	谷戸と丘陵の 隙間	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域がスプロールした谷戸部と大規模に開発された丘陵部の隙間として存在した斜面緑地が、集合住宅などとして開発されつつある。（斜面に沿った中高層建築物が主体） ・自然環境の保全・回復を目指し、自然的環境と直接係わる市民の活動が活発化している。

●年代ごとの計画開発地



※昭和 43 年に横浜市宅地開発要綱が制定され、それ以降の開発地の環境は制定以前とは大きく異なりますので、本図ではこの年の前後で凡例を区分しています。

出典：横浜市都市計画基礎調査データ、都市計画決定データより作成

2 金沢区の現況とまちづくりの課題

区全域にわたる宅地開発が一区切りし、昭和の時代に急増した金沢区の人口は、平成18年頃まで緩やかに増加していましたが、以降減少しており、今後も減少傾向が続くことが予測されています。こうした状況の中で、金沢区を取り巻く社会状況や動向、現在の都市環境が抱えるまちづくりの課題を、次のように整理しました。

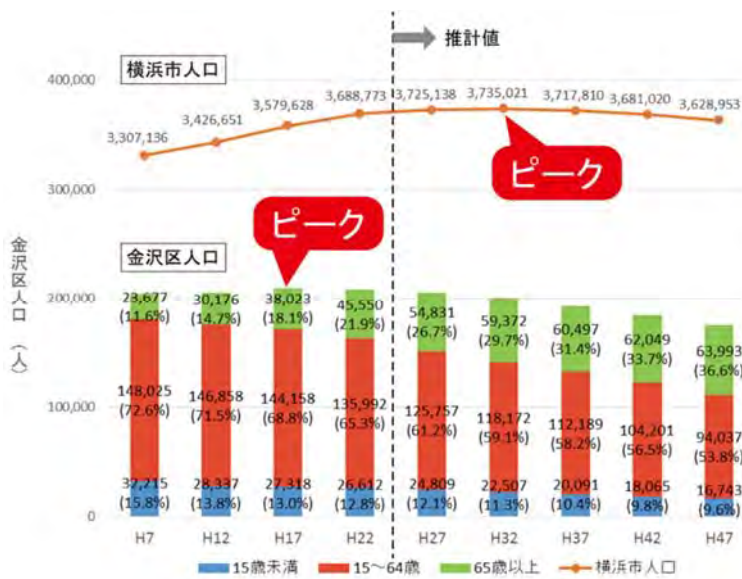
(1) 人口変動や高齢化

<現況>

金沢区の平成27年の総人口は202,300人※であり、この10年間で約7,000人(約4%)減少しています。また、世帯数は増加を続けてきましたが、平成22年以降は横ばいになっています。

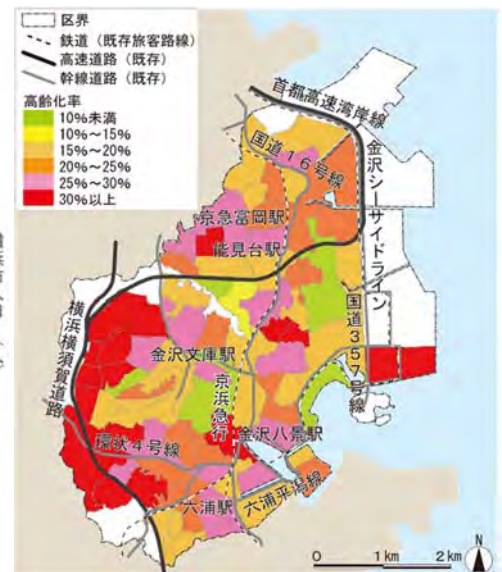
平成17年から平成27年までの年齢3区分別の人口割合の推移をみると、老年人口(65歳以上)が8.6ポイント増加しているのに対して、生産年齢人口(15~64歳)が7.6ポイント、年少人口(15歳未満)が0.9ポイント減少しています。また、町丁別高齢化率をみると、区西部で高齢化率が高まっています。(※平成27年の総人口のみ、平成27年国勢調査の速報値による)

●金沢区と横浜市の人口推移と将来人口推計



出典: 横浜市の将来人口推計(平成26年) 及び国勢調査(平成27年)

●金沢区の町丁別高齢化率



出典: 国勢調査(平成22年)

<課題>

今後も区の全域で居住者層の人口減少や少子化、高齢化率の上昇が見込まれるため、福祉施設の利便性向上やバリアフリー環境の整備により、誰もが快適に暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

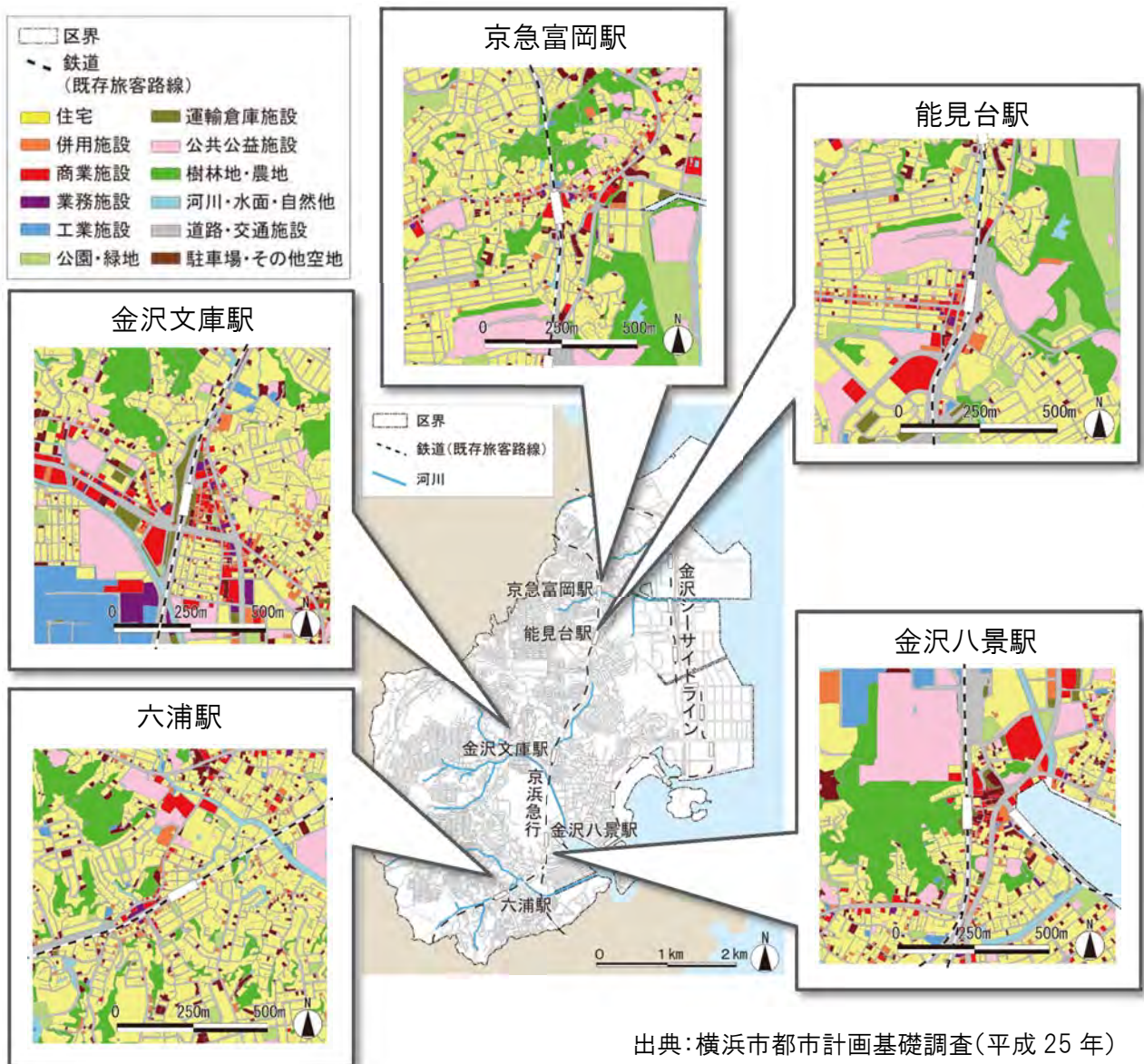
また、生産年齢(15歳~64歳)層の定住化のためには、通勤のしやすさや職住近接、子育て支援の充実など地域特性を生かしながら実現する必要があります。さらに、これら持続可能なまちづくりのために、広い世代が自由に社会参加できる環境づくりが求められています。

(2) 生活拠点

<現況>

京浜急行各駅の周辺には商業施設や業務施設が立地し、交通の結節点であるとともに、後背に広がる住宅地での地域生活の拠点として、役割を担ってきました。また、それぞれの駅周辺に丘の緑、海、川などが接近し、特に金沢文庫駅や金沢八景駅周辺には、観光・交流の起点となるような歴史・地域資源が点在しており、駅周辺の魅力をつくっています。しかし、比較的古くから開発された低地部の、谷戸口に近い位置にあるため、幹線道路網が集中する傾向にあるなど都市基盤が弱く、さらに更新や機能集約はなかなか進んでいません。

●京浜急行各駅周辺の土地利用現況図



出典：横浜市都市計画基礎調査(平成 25 年)

<課題>

京浜急行各駅の周辺に位置する中心市街地の都市機能を充実し、地域商業の活性化、拠点機能の充実、街並みの魅力化など地域の持つ資源や特性を生かした生活拠点を形成する必要があります。特に乗客数の多い金沢文庫駅や金沢八景駅などの主要駅では、都市基盤の再編、区の中心としての魅力化といった視点からのまちづくりが必要であり、それぞれの特徴を生かした、魅力ある生活拠点を形成する必要があります。

(3) 交通ネットワーク

<現況>

金沢区の道路網は主に狭い谷戸筋など低地部を軸として形成されてきました。そのため、南北方向交通は主として国道16号線に依存し、また、東西方向交通は古くから沿道市街地が形成されてきた谷戸筋の道をそのまま利用しているのが現状です。首都高速道路湾岸線の延伸や金沢シーサイドラインの開通により、都心部への利便性や南北方向のアクセス性は向上しましたが、依然として慢性的な交通渋滞が発生する区間も残るなど、車やバスを使ってのスムーズな移動に支障をきたすことがあります。

また、幹線道路では、段差があったり、歩道が途切れてしまったりするなど、十分な歩行者空間が確保されていない箇所が存在します。また、区の南西部には徒歩圏の目安となる駅から半径1km圏及びバス停から半径300m圏に含まれていない地域が存在しています。

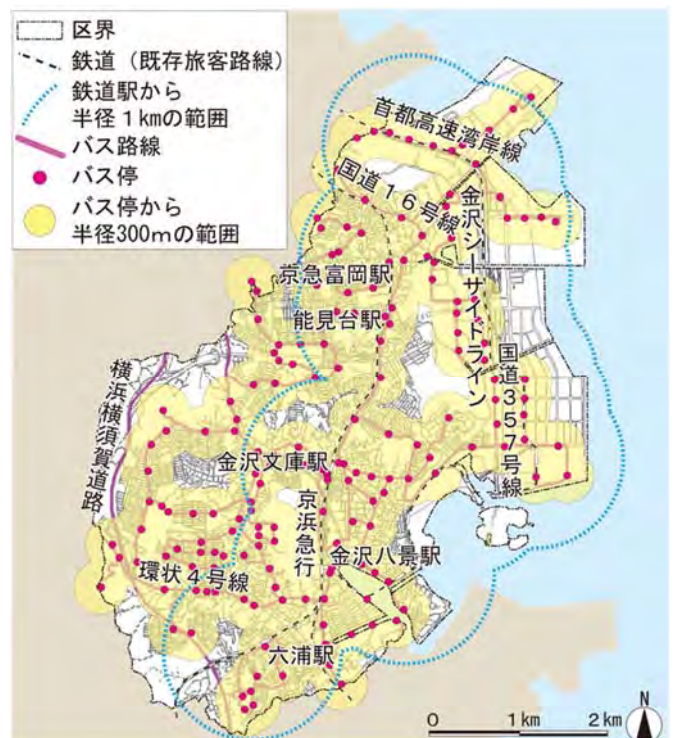
●金沢区の混雑度



混雑度	交通状況の推定
1未満	道路が混雑することなく、円滑に走行できる。
1.00-1.25	道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい。
1.25-1.75	ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間が高い状態。
1.75以上	慢性的混雑状態。

出典：道路交通センサス(平成27年度)

●金沢区の公共交通網



出典：国土交通省国土数値情報(平成22年)

より作成

<課題>

交通ネットワークを充実し、歩行者、自転車、車、バスなどが、スムーズに移動できるようにする必要があります。特に東西方向の幹線・主要な地域道路を整備することや、南北に谷筋相互を結びつける道路を整備することで、体系的な道路ネットワークを形成することが求められています。また、区内にはバス停からも遠く不便な地域があり、公共交通網の充実が求められます。

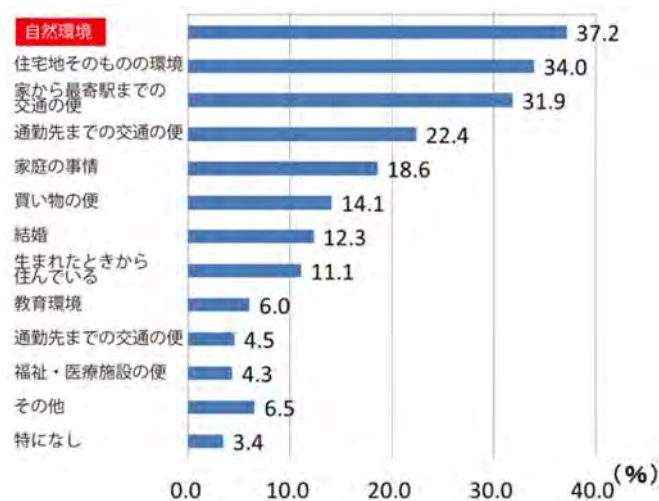
(4) 自然環境

<現況>

金沢区は横浜市の中でも自然環境の多彩さと豊かさに秀でた区と言われます。それは、源流から海までの水系が区内で完結し、多様な自然の姿を身近に目にすることができることによります。丘陵に包まれた落ち着いたと、前面に海が広がる開放感を兼ね備えるという、風景的に見て恵まれた地形の構図をもっています。さらに、自然環境が豊かな所には歴史資源が多いことも特徴といえます。また、区民の皆さまを対象とした金沢区の暮らしや地域に関する意識調査では、住まいの場所を選んだ理由に自然環境と回答した方が一番多い割合となっています。

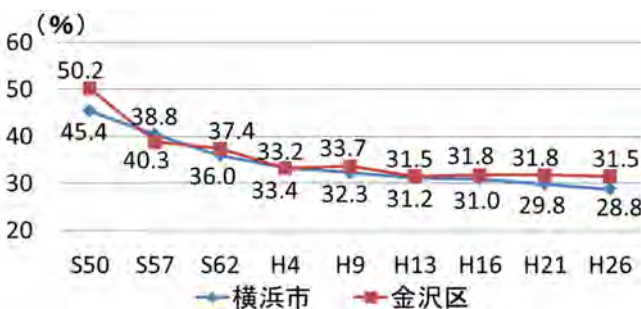
一方で、金沢区の緑被率の推移をみると、昭和50年に50.2%であったものが、平成13年には31.5%へ減少していますが、近年は、市民による生態環境回復の試みも盛んになっており、横ばいとなっています。さらに、河川や水路などにおいて、周辺環境との調和に配慮した、市民が親しめる水辺空間の整備を進めています。

●住まいの場所を選ばれた理由



出典：金沢区暮らしや地域に関する意識調査 2014

●緑被率の推移



※緑被率は調査年度により調査手法や制度が異なるため、おおむねの傾向を示したもの

出典：横浜市統計書

●水辺及び河川・水路などの環境整備図



出典：横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定)

<課題>

区内で完結した水系や丘陵部に広がる緑について、生物多様性に配慮した自然環境を保全するとともにそれらを身近に感じられる環境を創出し、市民生活との関わりを深めることが求められています。さらに、水と緑の自然環境を連携させながら活用を進めることが求められています。

(5) 防災

<現況>

金沢区は海と丘陵部の自然環境に恵まれている一方で、谷戸が入り組んだ地形的特徴から大雨による崖崩れ、河川の氾濫による浸水などの可能性が高い地区が存在します。また、海に近い所では津波や高潮の被害が発生することも心配されます。

さらに、戦後間もない時期から急速に市街化が進んだため、道路をはじめとした都市基盤が脆弱で、地域によっては狭あい道路が多く、木造家屋が密集した災害に弱い市街地が多く存在します。

●金沢区の洪水ハザードマップ

●金沢区の土砂災害ハザードマップ



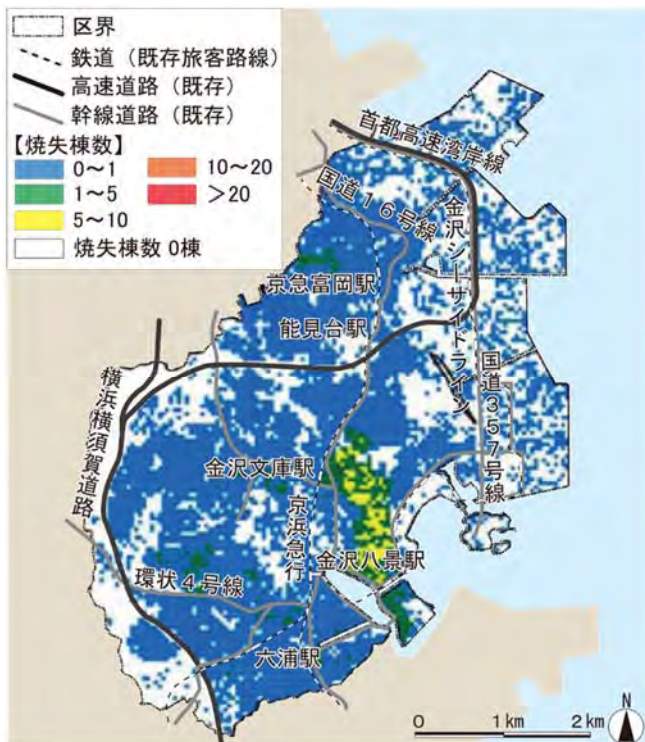
参考:洪水ハザードマップ(平成 22 年)



参考:土砂災害ハザードマップ

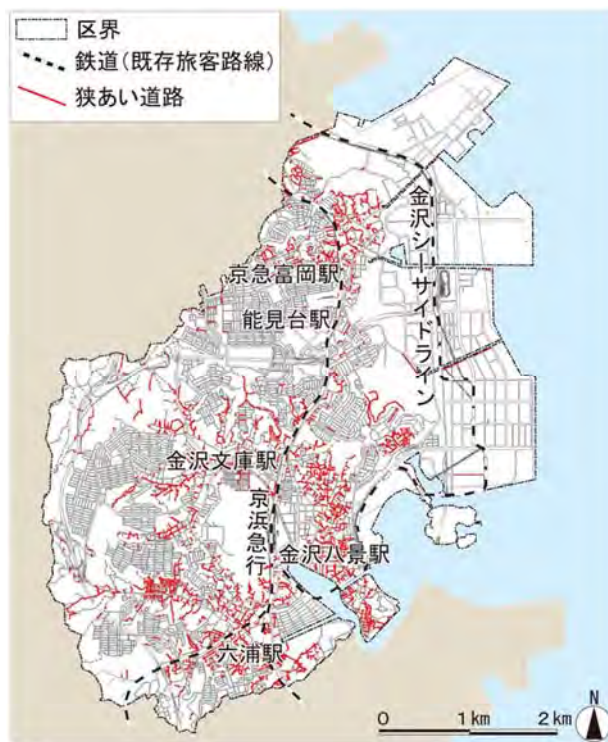
(北部:平成 26 年、南部:平成 28 年)

●金沢区の地震による想定焼失棟数



出典：総務局資料(焼失棟数:50mメッシュ)
(元禄型関東地震:冬 18 時、風速 6m/s))

●金沢区の狭あい道路



出典：横浜市地図情報提供システム i マップーにより作成

<課題>

木造家屋の密集市街地で防災上の安全性を高めるとともに、自然災害に対する都市の防災機能の強化や、大規模地震による津波や局地的な大雨の発生による土砂災害や水害などに強い防災対策を地域と協働で進めていく必要があります。

(6) 地域資源を活用した地域の活性化

<現況>

金沢区の自治会町内会加入率は 81.9% (平成 27 年 7 月 1 日時点) で、市内で 2 番目となっており、地域活動への参加に加え、自然、歴史、文化、産業、大学などの金沢区ならではの地域資源や福祉といったテーマをもって、好ましい地域環境の維持・改善を目指す市民のまちづくり活動も盛んです。また、身近な生活地域を超えたネットワークでの活動もみられます。

<課題>

身近にある自然、歴史、文化、産業、大学等の魅力的な地域資源の活用をさらに促進し、地域の特性を生かすまちづくり活動を支援することで、地域コミュニティ活動を充実化し、区内外における交流人口の増加による地域の活性化が求められています。

第3章 まちづくりの基本理念と目標

1 まちづくりの基本理念と目標

(1) まちづくりの基本理念

海と緑の奏でるハーモニー・タウン金沢

金沢区の区づくりの基本理念は、“海と緑の奏でるハーモニー・タウン金沢”です。

これには、金沢区の特色である海と緑が区民の皆さまにもっと身近に感じられるよう、自然とまちとのハーモニー、人と人とのふれあいのあるまちづくりをしていこうという意味合いを込めています。

(2) まちづくりの目標

訪れたい、住みたいまち・環境未来都市 金沢を目指して

まちづくりの目標は、“訪れたい、住みたいまち・環境未来都市 金沢を目指して”を設定します。

少子高齢化や地球温暖化などの社会的課題に対応するため、地域、企業、大学、行政といった多様な主体が力を合わせて金沢の魅力、子育て、健康、防災などに関する新しい仕組みやサービスの創出に共に取り組み、誰もが「つながり」を実感できる、安全で安心して健やかに住み続けられる、魅力あふれるまちを目指します。

2 金沢区の将来像

金沢区のまちづくりは、区の魅力となっている自然、歴史、文化、産業、大学といった視点を大切にしつつ、都市がもつ魅力(都市アメニティ)を高めることを基本とします。

そして、将来の都市骨格の枠組みを3つの柱として位置付け、多様な主体との協働により、訪れたい、住み続けたいと思える魅力あふれるまちづくりを進めます。

● 「訪れたい、住みたいまち・環境未来都市 金沢を目指して」における主な施策の方向

訪れたい、住みたいまち・環境未来都市 金沢を目指して

多様な主体との協働により、訪れたい、住み続けたいと思える魅力あふれるまちづくりを進めていきます。

目標達成に向けた3つの柱

にぎわいと活力のある
まちづくり

誰もが安心して暮らし続ける
ことができるまちづくり

自然との共生による
潤いのあるまちづくり

【柱1】にぎわいと活力のあるまちづくり

自然や歴史などの豊富な地域資源を生かした「歩く観光」を育成し、区に点在する観光施設との連携強化を進めるとともに、優れた技術力など金沢区の魅力を広く発信していくことで交流の活性化を推進します。

○「歩く観光」の育成と観光施設との連携強化

金沢区は歴史資源、文化資源と自然環境を一体として大切に保全しつつ、金沢らしい景観形成を図っています。それらの魅力的な地域資源を活用したウォーキングルート等を整備することで区内居住者の身近な観光・交流(歩く観光)を活性化し、さらに区内に点在する観光施設との連携を強化していくことで区外からの観光との両軸で交流の活性化を推進します。

○産業

金沢区には、1,000社を超える企業が集積しています。特に臨海部には「鳥浜工業団地」、「金沢産業団地」があり、さらには官民の研究開発施設も立地する市内有数の産業集積エリアです。今後新たに高速横浜環状南線などの交通網が整備され、エリアの価値向上も期待されています。既存産業の更なる成長と新たな産業の立地促進に向けた取組を推進します。

○大学との連携

金沢区では、関東学院大学・横浜市立大学と連携し、「大学の活力を生かしたまちづくり」に取り組んでいます。大学が二つあるという金沢区ならではの強みを生かし、大学と区が連携することで、両大学の知識や施設だけでなく、大学生の発想力や行動力を生かし活力ある個性豊かなまちをめざしていきます。

【柱2】誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり

まちの防災力の強化、駅周辺市街地の充実、郊外部における地域交通の拡充や空家対策、団地再生など持続可能な住宅市街地の形成を進め、誰もが安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

○まちの防災力の強化

金沢区は豊かな自然に囲まれている一方で、低地部や崖地に面した住宅地も多く存在することから、地震、津波、土砂災害等に対する備えが重要です。地域ごとの実情を踏まえた、きめ細やかな防災対策を行政と区民の皆さまとの協働により推進していきます。

○「生活拠点」としての駅周辺市街地等の充実

生活の拠点となっている駅周辺市街地などを、都市基盤の再編、商業・業務機能の集積と活性化、まち並みの魅力化などにより、充実化を図っていきます。

○地域生活圏域での環境づくり

金沢区を構成する各地域に培われた固有な文化を大切にしながら、アクセス性の向上、質の高いまち並み環境の維持・創出を進め、さらに子育て世代や高齢者など多様な世代が安心して快適に暮らし続けることができる市街地環境をつくっていきます。

【柱3】自然との共生による潤いのあるまちづくり

「緑の尾根軸」「海の水際線」「谷戸から海への軸」といった金沢区を象徴する3つの自然環境の保全・創出・育成に取り組み、積極的に活用していくことで、人と自然との共生による持続的なまちづくりを目指します。

○「緑の尾根軸」の保全・創出と活用

「緑の尾根軸」は、多摩・三浦丘陵の一翼を担う円海山山系と、旧海岸線に連続する段丘面に存在する森を、能見堂緑地等で結ぶ軸です。地域を広く縁取り、市街地の背景となる尾根筋を中心とした緑地の連なりを保全・創出し、憩いの場としての活用を図っていきます。

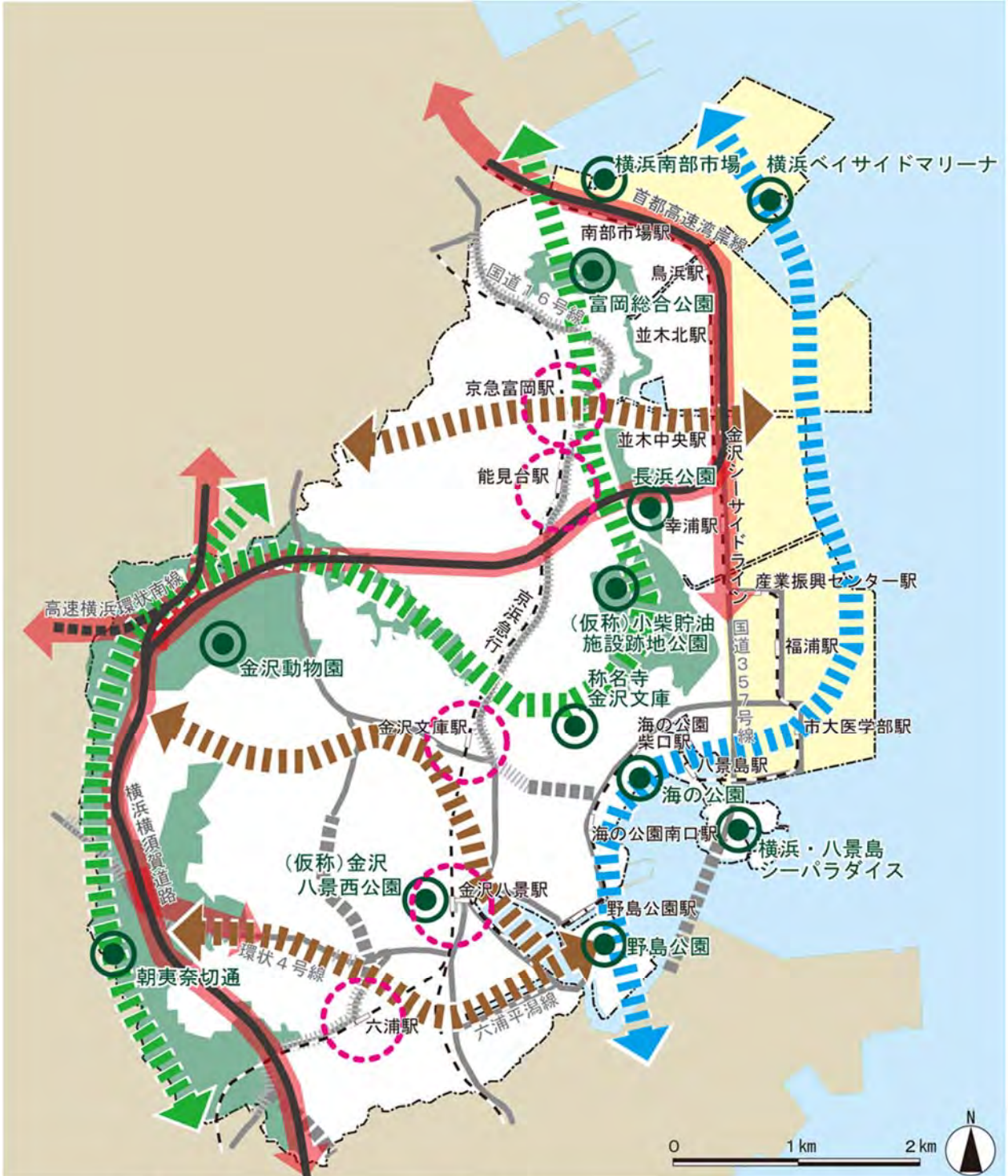
○「海の水際軸」の保全・創出と活用

市内唯一の自然海岸を擁す野島海岸、人工的に砂浜を再生した海の公園と埋立てにより形成された区北部の水際線を結び、市街地の前面に広がる海との接点となる水際空間を、多様な海の生物が生息しやすい環境として保全・創出するとともに、親水性豊かで、区民が海とふれあえる場として活用していきます。

○3本の「谷戸から海への軸」の育成

侍従川、宮川、富岡川という3つの水系によって刻まれた谷戸を中心として形成されてきた生活軸で、豊かな生態系を持つ川を中心とした自然環境の保全・創出を図ります。また、この軸には幹線道路等が通り、商店街が発達し、歴史的資産も豊富であることから、地域コミュニティの核となる空間として育成していきます。

●将来の都市構造図



	区界		生活拠点 (京浜急行の 各駅周辺)		緑の尾根軸
	鉄道(既存旅客路線)		主な観光施設		海の水際軸
	高速道路(既存)		市街化を抑制 すべき地域		谷戸から海への軸
	幹線道路(既存)				主要な広域アクセス路
	高速道路(整備予定)				臨海部の産業拠点
	幹線道路(整備予定)				
	幹線道路(既存道路 の整備予定区間)				

第4章 分野別の方針

1 土地利用の方針

金沢区は、古くからの時代を経て、区内の大部分で開発が進められ、市街地としての形成が完了しつつあります。一方で、開発から数十年が経過した地域では、再整備や転換期にきています。土地利用の方針としては、基本的に現在の土地利用を継承しながら、より質が高く、持続可能な市街地の形成を行っていくこととします。

◆土地利用方針

(1) 住居系土地利用

おおむね昭和30年代までにつくられた住宅地においては、環境の保全と向上に努めるとともに、人口規模・構成に見合った効率的な基盤の整備や生活利便機能を導入し、防災性の向上を図りつつ、子育て世代や高齢者にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。

能見台、釜利谷や東朝比奈地区など、計画的に開発された戸建て住宅地では、現在の身近な住環境の維持を図り、また、さらに美しいまち並みづくりを誘導します。

並木などの中高層住宅地では、緑地帯の保全等により住環境を維持し、現在の中高層住宅の土地利用を継承しつつ、建物の更新時期には、地域の課題解決に資する機能の導入を誘導します。また、能見台駅西側の能見台東地区周辺についても、中高層住宅主体の土地利用を維持し、商業、業務、公共施設等との共存を図ります。

(2) 幹線道路沿道

幹線道路沿道では、生活に必要な沿道型施設など、幹線道路の利便性を生かした商業・サービス機能を中心に住宅等との共存を図ります。

(3) 商業系土地利用

京浜急行の各駅周辺は生活拠点として位置付け、駅周辺の利用者の圏域の規模に応じた商業や業務機能の集積を進めるとともに、住宅等との共存を図ります。とりわけ、商業、業務、行政、文化など都市機能が集積している金沢文庫駅周辺から金沢八景駅周辺にかけての地区においては、区を中心としての魅力づくりを進めます。

また、京浜急行の各駅周辺地区以外の商業・業務地についても、商業・業務機能と住宅等が複合・共存した魅力ある土地利用を促進します。

(4) 臨海部土地利用

国道 357 号線より海側の埋立地などの臨海部は製造業や卸売業を中心とした工業系土地利用を推進し、住宅等の立地を規制することで工場等の集積地域としての良好な操業環境の維持を図ります。加えて、環境・エネルギー、教育・研究機関と連携した医療・健康分野など、新たな産業の創出を促します。

臨港地区では、物流や生産などの港湾機能を集積します。また、八景島や海の公園周辺、横浜ベイサイドマリーナでは、海に親しめる区民の憩いの場としての利用を行います。

横浜南部市場では旧中央卸売市場としての特徴を生かし、「食」をテーマとしたにぎわいの創出を目的とした土地利用を図ります。

土地利用の転換に際しては、周辺地域への影響や、インフラ・公共施設等の整備状況を踏まえ、調和のとれた適正な土地利用を誘導します。

(5) 市街化を抑制すべき地域

良好な自然的景観を守ることを目的とし、「風致地区」に指定されている、円海山から連なる尾根筋の「円海山風致地区」と、区北東部の旧海岸線に沿った「富岡・長浜風致地区」の2地区について、緑地帯として樹林地や農地の保全を図ります。

主として円海山から南に連なる尾根筋は「円海山近郊緑地特別保全地区」、釜利谷東に存在する斜面緑地や御伊勢山・権現山などは「特別緑地保全地区」に指定されています。これらの指定地を中心に樹林地の保全を推進します。

(6) 米軍施設及び返還施設跡地

平成 17 年に国へ返還された旧小柴貯油施設は、現況の自然環境や地形を生かした公園として整備するとともに、将来的に広域避難場所となることを想定し、防災にも配慮した土地利用を図ります。

平成 21 年に国へ返還された旧富岡倉庫地区は、跡地利用基本計画、全市的・地域的なニーズや課題解決に対応する土地利用を図ります。

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)については、早期返還や周辺環境整備などの地域の意向を踏まえながら国との協議を継続し、地域特性を考慮した土地利用を図っていきます。

●土地利用の方針図



<ul style="list-style-type: none"> [---] 区界 --- 鉄道 (既存旅客路線) --- 高速道路(既存) --- 幹線道路(既存) --- 河川 	<p>【住居系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心的な土地利用とする地域 中高層集合住宅(団地、マンション等)を中心的な土地利用とする地域 住宅及び小規模な店舗、事務所が共存する地域 道路沿道で、自動車による利用を目的とした施設、住宅等が共存する地域 <p>【商業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務機能と、高度利用された住宅等が複合、中心する地域 商業・業務を中心的な土地利用とし、住宅等が共存する地域 	<p>【工業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の工場と住宅、商店等が共存する地域 工場、倉庫等を中心的な土地利用とする地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設地区 公園・緑地等のレクリエーション地域等 市街化を抑制すべき地域 臨港地区 緑の10大拠点 特別緑地保全地区 近郊緑地特別保全地区 風致地区
---	---	---

※土地利用の方針図は、用途地域をベースに編集しています。

(7)まちのルールづくり推進に関する方針

上述した「土地利用の方針」で示した大きな枠組みに加えて、住民や地権者が主体的に地域の課題について話し合い、共有化した将来像に基づき土地利用や建物の建て方に関するルールを定める場合には、ルールづくりを支援・誘導します。ルールを決める手法としては、建築協定、地区計画、地域まちづくりルールなどがあり、制度の活用を促進することで、地域の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを推進します。既存のルールについては、人口減少や少子高齢化の進展、空地・空家の増加などを踏まえた見直しを推進します。ここでは地域で活用することができるルールづくりを紹介します。

① 建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束(協定)」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくものです。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれます。

(区内19地区 平成29年8月時点)

② 地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のことです。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めます。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めています。

(区内9地区 平成29年8月時点)

③ 地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのことです。横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図ります。

(区内2地区 平成29年8月時点)

④ 地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組を、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織)が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のことです。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努めます。

(区内2地区 平成29年8月時点)

⑤ 景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のことで、建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができます。

⑥ 街づくり協議地区制度

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議を必要と認め指定した地区のことで、指定した地区において指針を定め、市民の協力のもとにまちづくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導しています。

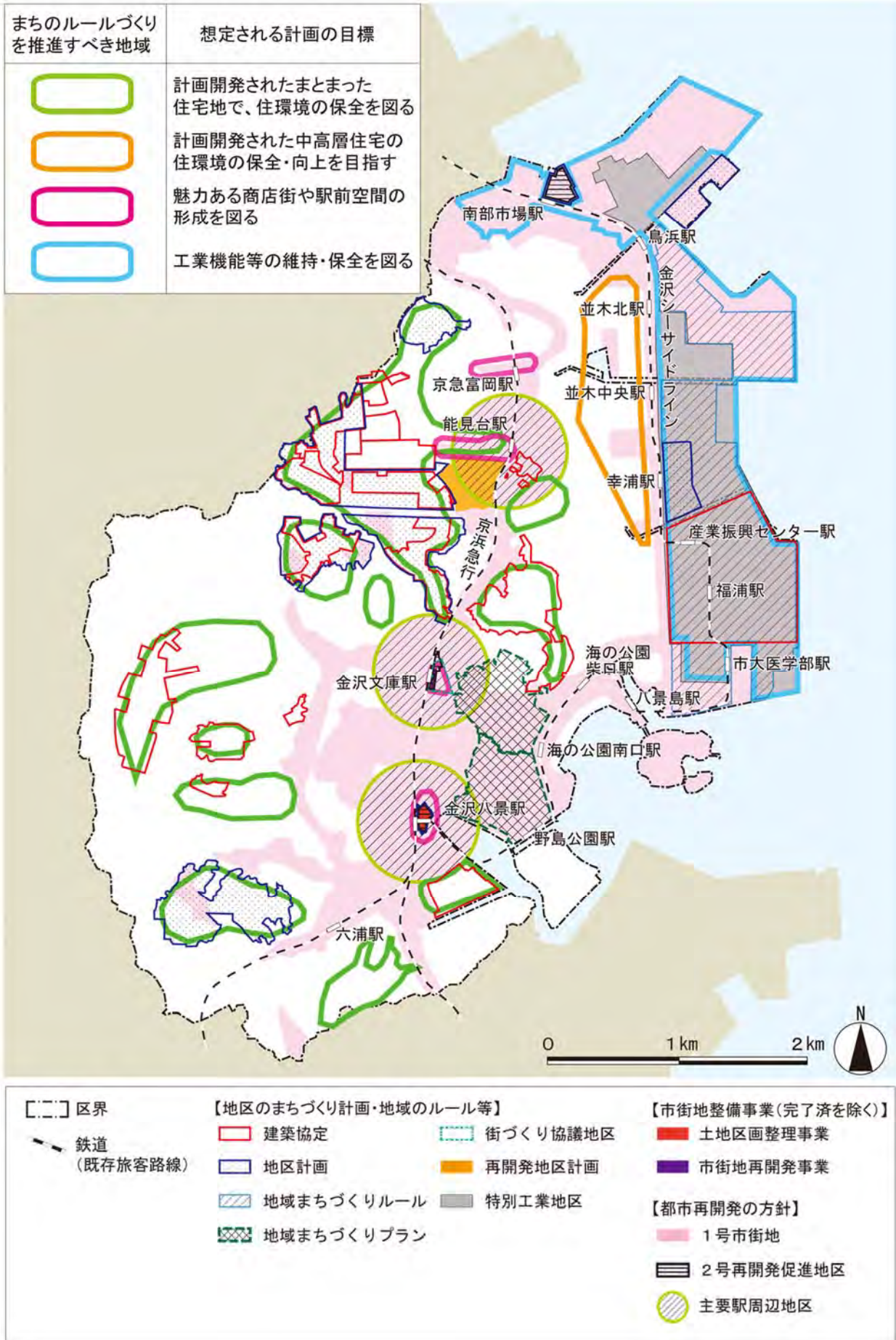
⑦ 任意協定

法令に基づかない住民同士の私的なルールです。また必ずしも強い合意を必要としないことから、まちづくり活動の初期に策定したり、法令に基づく制度のみでは表現できない柔軟なルールを地区計画等と併せて決めようとする場合などに有効です。

●地域のまちづくり課題と考えられるルールの例

地域のまちづくりの課題	考えられるルールの例
・子どもたちや若い人たちが住みやすい住宅地にしたい	・既存のルールの用途制限を緩和し、二世帯住宅ができるようにする。 緑化などの基準を追加するとともに、敷地規模の制限を緩和する。
・空家を活用してコミュニティカフェなど住民が集える拠点をつくりたい	・既存のルールの用途制限を緩和し、店舗併用住宅ができるようにする。
・空地・空家が増加しており、将来の環境悪化など問題が起きないか心配だ	・地域まちづくりルールや任意協定に、空地・空家の管理に関するルールを定める。
・まちの歴史や特性を生かした独自のまちづくりをしたい	・優れた景観を生み出している山の緑などが隠れないよう、建物の位置や高さを定める。 ・由緒ある建物や街並みにそぐわないような建物の用途やデザインを制限する。 ・優れた樹木や草地を保存するよう定める。
・魅力ある商店街や歩行者空間をつくりたい	・歩行者空間を確保するために、1階の壁面の位置を定める。 ・にぎわいのある通りをつくるため、建物の1階の用途を商業系に限定する。 ・看板や建物のデザインをそろえる。
・狭い道路をはさんで家屋が密集しており、火事の場合に心配	・耐火性のある建物を増やしていく。 ・建物の建て替えにあわせて道路を広げるよう、壁面の位置を定める。 ・地震で倒壊するおそれのあるブロック塀をやめて、生け垣にする。
・良好な工業地環境の保全を図りたい	・工業地としてふさわしい建物用途の制限を行う。 ・公害を防止するために必要な建築設備の設置を定める。

●まちのルールづくりの推進に関する方針図



2 都市交通の方針

交通網を整備し、幹線道路や主要な地域道路の交通混雑を緩和するとともに、住宅地内の生活道路を通り抜ける車両の低減を図ります。

なお、道路網の整備に際しては、歩行者空間の充実や環境保全を心がけるなど、十分な配慮を行います。

また、鉄道駅から遠く、バスを利用することが困難であるなど、公共交通網が不足している地区では、日常生活の利便性を確保するための公共交通網の整備を進めます。

◆道路網に関する方針

(1) 幹線道路及び主要な地域道路網

南北方向の幹線道路として、横浜逗子線、国道16号線、国道357号線の整備を進めます。また、泥亀釜利谷線、富岡小学校前通りなど、東西方向の整備によって、幹線道路を結ぶネットワークを確立するとともに、京浜急行各駅周辺へのアクセスを向上させます。

(2) 高速道路網

圏央道の一部となる高速横浜環状南線の整備を促進し、横浜市全域を含めた広域的な高速交通のネットワーク化を進めます。

広域的な幹線道路網を充実させることで、地域経済の活性化、災害対応力の向上など市民生活の安全・安心の確保を図ります。

(3) 身近な道路網

狭あい道路が多く、火災、救急などの緊急活動等に課題を抱える地域では、区民との協働により拡幅整備や道路内支障物の移設等を促進し、住環境の向上を図ります。

また、水や緑といった自然環境や歴史に身近に接することが可能な歩行者空間ネットワークづくりを進めるとともに、無電柱化の推進や美化活動を通し、快適な歩行者空間を形成します。さらに、自転車利用者が交通ルールを守るための啓発をするなど、歩行者と自転車が安全に通行できるような環境を維持しつつ、安全・快適な道路整備を進めます。

◆公共交通網に関する方針

(4) 駅舎及び駅周辺

各駅ではエレベーター設置するなど、誰でも使いやすいようバリアフリー化された環境の整備に向けた検討を進めます。

乗降客数が多い金沢文庫駅や金沢八景駅などの主要駅では、交通広場の整備、改善を進め、交通結節点機能の強化を図ります。

駅周辺では、駐輪環境の整備や放置自転車対策を引き続き進めるとともに、自転車利用者のマナー向上や交通安全啓発を行い、駅前の歩行者空間を確保します。

(5) バス

身近な生活交通として、最寄りの駅まで15分で到達できる交通体系を基本に、道路網の整備などによりバスの走行環境の改善を図ります。

バス路線の未整備地域など、公共交通サービスの導入を目指す地域に対し、地域の主体的な取組がスムーズに進むように、実現に至るまでの活動に対して積極的な支援を進めていきます。

●都市交通の方針図



3 都市環境の方針

都市生活の快適性を維持しながらも、地域、企業、大学、行政等が連携し、環境負荷が少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。さらに、気候変動の影響に対応する適応策を進めます。

(1) 少負荷・循環型社会の創出

環境への影響や負荷が少ないまちづくりを進めます。このため、廃棄物の減量化や資源化、雨水や下水処理水の再利用、またこれらを有効活用する取組を進めます。さらに公共交通網の拡充、利便性の向上を進めることにより公共交通機関の利用促進を図ります。

また、環境への十分な配慮がなされた低炭素型社会の実現に向けて、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に加え、エネルギー効率が良く環境負荷の少ない都市施設整備や体系的な道路網の整備を行います。

(2) 産業型公害、都市・生活型公害の抑制

事業活動に伴って発生する大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動など産業型公害の抑制に努めるとともに、産業が集積している臨海部においては、土地利用の規制・誘導などにより、住宅及び工場の混在を防止したり、それらの間にある緩衝帯を適切に保全し、住宅地等の環境を守ります。

また、自動車交通による大気への悪影響については、体系的な道路網の整備により交通の流れを円滑にするとともに、公共交通機関の利便性向上を図るほか、区民一人ひとりが環境に配慮した活動を行うよう取組を進め、自動車や排気ガスや騒音などの軽減に努めます。

(3) 環境保全に対する区民一人ひとりと行政の取組

循環型社会の形成を目指して、廃棄物の3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し、公害の防止、緑と生態系の保全・育成等の取組を進めます。環境保全の取組は、ごみの減量化や資源化、省エネルギー、住宅地の緑化など、区民一人ひとりから始められることも少なくありません。環境保全活動に関する情報提供や支援制度等を通じて、区民一人ひとりの環境に配慮した意識と行動によって支えられる環境保全活動の取組を支援します。同時に、環境への負荷が少ない個々人のライフスタイルの確立を促進します。

～ 横浜グリーンバレー等の推進 ～

低炭素なまちづくりに向けた「横浜グリーンバレー」のモデル地区である金沢臨海部の産業集積地域において、事業所間でエネルギー融通などを行うモデル事業の実施や、地域でエネルギーマネジメントを行う体制づくりを支援しています。

また、海藻等による温室効果ガスの吸収や海水熱利用など海洋資源を活用した地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン事業」にも取り組んでいます。



企業による小中学生向けの環境教育の様子

4 都市の魅力の方針

金沢区内の河川は、数本ある河川が源流から海まで区内で完結しており、水と緑が相まった多様な自然環境と豊富な歴史資源とが複合した姿を身近に目にできる地域特性を備えています。

そこで、自然や歴史などの魅力的な地域資源を保全・継承・発信するとともに、これらに親しめる空間を生み出し、その活用を地域、企業、大学、行政等が協働で進めていくことで、自然環境と子どもから高齢者まで全ての世代の区民との関わりを深めます。

(1) 緑の尾根軸

「緑の尾根軸」は、全市的視野の中で、優先的に保全することとされている緑の10大拠点の中の「円海山周辺地区」及び「小柴・富岡地区」に位置しています。こうした位置付けを背景として、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定、風致地区の指定の維持などの対策により保全を進めます。

また、ハイキングコースをつなぐなど、散策ルートのネットワーク化を図ります。特に連続した自然資源が豊かである「円海山周辺地区」は、横浜つながりの森エリアの中でもコア区域と位置付けられており、ハイキング、自然観察などが楽しめる場として活用します。

「小柴・富岡地区」は、旧海岸線沿いの緑や史跡などの歴史的環境を保全し、農とのふれあいの場や海のレクリエーション拠点として活用します。

(2) 海の水際軸

埋立によって形成された幸浦・福浦などの海岸線から、自然海岸を有する野島にかけて、磯や砂浜といった変化のある海辺空間において、浅場の造成や藻場の育成など多様な生物が生息しやすい自然生態環境づくりを進めます。さらに、南北に連なる海の公園、八景島、横浜ベイサイドマリーナなどのレクリエーション施設や、にぎわい創出を目的とした整備を行う横浜南部市場を生かし、周辺環境に配慮しながら、区民に親しみやすい海辺のにぎわい空間を生み出します。また、海岸線に沿った遊歩道とサイクリングロードのネットワーク化を図ります。

(3) 谷戸から海への軸（川の軸）

侍従川、宮川、富岡川の3水系について、豊かな緑に囲まれたせせらぎと魚影が行き交う流れのある河川環境の保全・創出を目指します。また、散策路や憩いの場の整備を図り、河川への親水性や、谷戸から海への回遊性を高めます。

(4) 歴史資源・文化資源

鎌倉時代には六浦津^{むつらのつ}を擁し、金沢北条氏の拠点であった金沢には、鎌倉政権との深い関わりから、称名寺をはじめとした豊富な歴史資源・文化資源が当時から存在しており、その多くは自然環境の豊かな地域にあるため、歴史と自然が複合した空間となっています。

そこでこれらの歴史資源・文化資源と、周囲に存在する自然環境とを一体として大切に保全しつつ、活用を図ります。

(5) 市街地の花と緑

計画的に開発された市街地では緑豊かなまち並みを保全するため、公共施設での緑の創出、地区計画、建築協定などと連携して緑地協定などのルールづくりを進めます。また道路に面した部分に花木や生垣などを植栽し、花鉢で飾るなど、四季折々の花のあるまちづくりを進めます。

戦前までに開発された低地や谷あい広がる古くからの市街地では、ベランダ、壁面、屋上、空地、歩行者空間などあらゆる空間を活用した緑化を進めます。緑化スペースのないところでは、窓辺を花で飾るなど、1本の樹木や花を大切にしたまちづくりを進めます。

大規模開発などにより市街地の再編が図られる地区では、オープンスペースや緑化空間の確保を図ります。

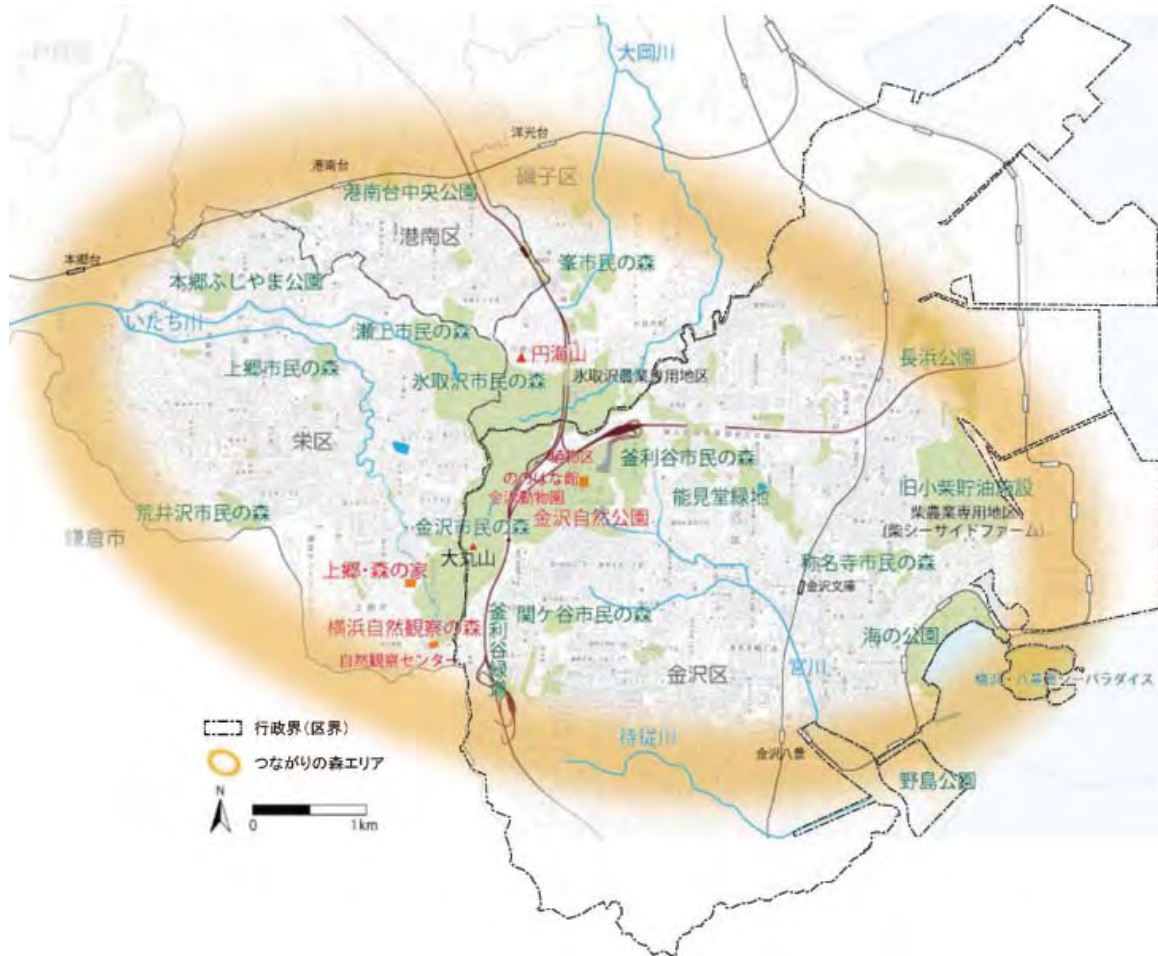
(6) 特色のある公園、農地

区民の皆さま、市民の皆さまに親しまれる特色のある公園整備を進めます。

(仮称)金沢八景西公園は、後背地の御伊勢山・権現山の歴史的風致や景観に配慮しながら、茅葺きの建造物が残る一帯を整備することで、海、山、歴史を感じられる公園とします。

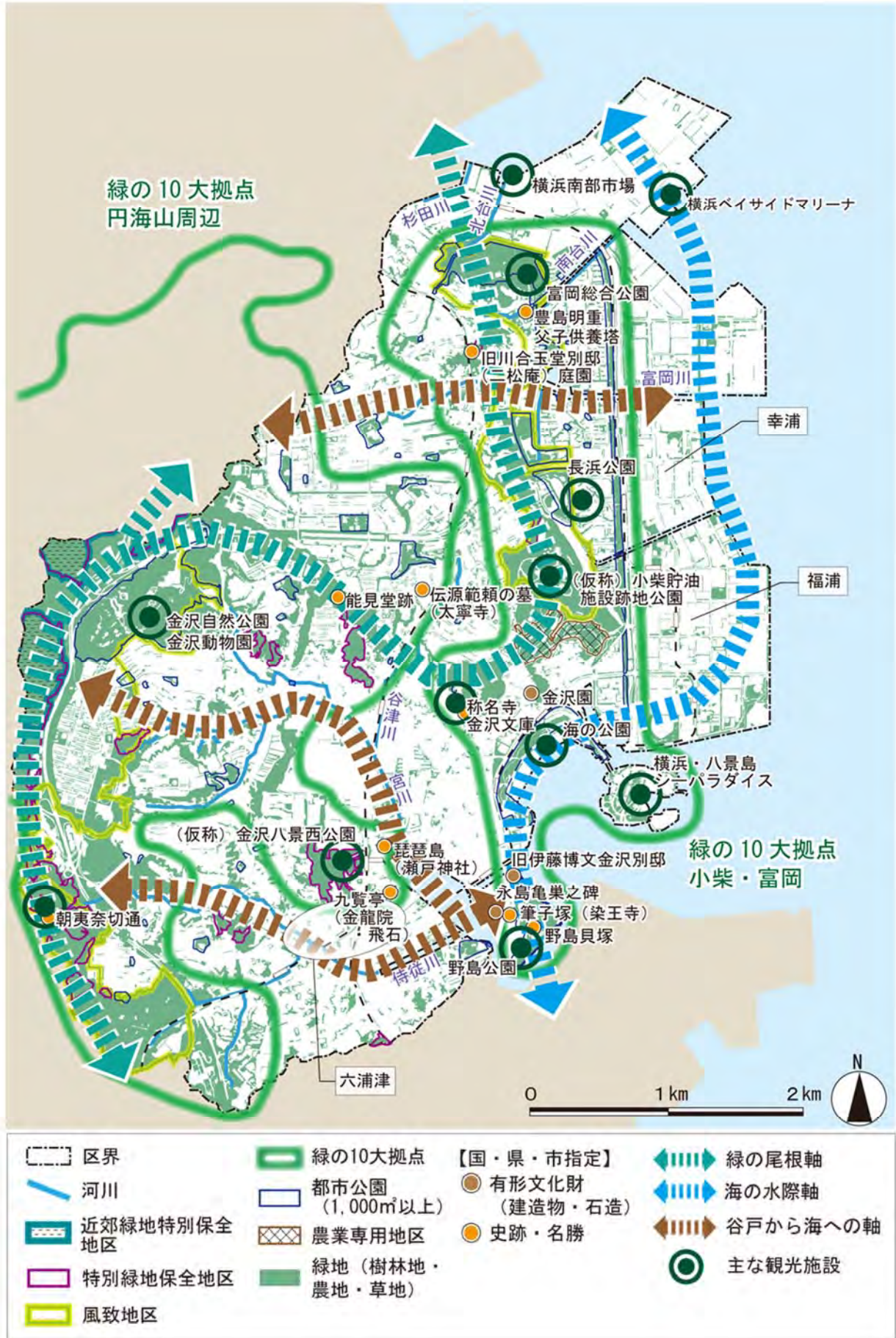
(仮称)小柴貯油施設跡地公園は、旧海岸線を形成していた崖などの特色のある地形や現況の自然環境を保全しながら、生物多様性などの大切さを市民が感じ、学び、育てる緑の拠点とします。また、近接する農地とも連携し、農体験など農を身近に感じる場をつくります。

●横浜つながりの森エリア



出典:生物多様性横浜行動計画(平成27年)

●都市の魅力の方針図



5 都市活力の方針

自然、歴史、文化、産業、大学などの金沢区の魅力を生かし、地域の特性にふさわしい活動拠点が充実するとともに、区民の多様な活動を通じてにぎわいと活力を感じる都市づくり、地域コミュニティづくりを目指します。

(1) 交流人口（観光）の活性化

金沢区の豊富な自然資源や寺社仏閣等の歴史資源を生かしたウォーキングルートを設定、周知し、「歩く観光」を推進します。また、臨海部においては、工場集積地としての良好な操業環境との調和を図りつつ、区内外から多くの利用者が訪れるレクリエーション施設等との連携を促進し、歴史や文化、優れた技術力など金沢区の魅力を広く発信していくことで交流の活性化を推進していきます。

(2) 環境未来都市を目指したまちづくり

少子高齢化や人口減少などにより生じる課題に対して団地再生や空家活用などによる課題の解決に向けて、地域、企業、大学、行政などが連携協力し、地域特性を生かした活力ある持続可能なまちづくりを進めます。

子育て世代や高齢者、障害者などが地域で安心して暮らせるよう、地域のコミュニティづくりを推進します。また、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供やきっかけづくり、場づくりを進めます。

～ かなざわ八携協定 ～

金沢区の地域活性化策を協力して実践するため、鉄道事業者、企業、大学、商工業など八者による協定「かなざわ八携協定」を平成26年7月に締結しました。

少子高齢化や地球温暖化などの社会的課題の解決に向けて、連携協力の輪を広げながら、豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、金沢のまちをさらに盛り上げ、その魅力を広く内外に発信します。



京浜急行電鉄株式会社	株式会社横浜シーサイドライン
横浜商工会議所金沢支部	株式会社八景島
学校法人関東学院	公立大学法人横浜市立大学
横浜金沢観光協会	横浜市金沢区役所

(3) 駅周辺市街地等の充実

区民の生活拠点となっている駅周辺市街地では、まち並みの魅力づくりを進めるとともに都市基盤の整備や地域商業の活性化を図り、都市機能を充実させていきます。

中でも、金沢文庫駅周辺から金沢八景駅周辺にかけてのエリアは、区民の生活に不可欠な、多様な都市機能が集積するエリアとして整備していくことで、魅力的な区心の形成を目指します。

(4) 臨海部産業団地（LINKAI 横浜金沢）の活性化

製造業や卸売業などが集積する産業団地としての操業環境を維持していくとともに、恵まれた自然環境を享受できる地域環境を生かしながら就業者の利便性の向上を目指します。また、職住近接化を図るなど、企業と地域住民との相互理解を深めます。

～ 大学と連携した地域社会づくり ～

金沢発!「地元企業活性化」大学連携ベンチャープロジェクトとして、学生が企業を訪問し、学生からの視点で訪問企業の「特長」「魅力」等取材してパンフレットを作成し、紹介を行っています。また、横浜市立大学の「教員地域貢献活動支援事業」を活用し、区内における中小企業が抱えている課題の調査等を行い、課題解決のための方策を検討し、大学連携等による活性化策を提案しています。



作成したパンフレット

こうした市内大学の連携ネットワークや特色を生かした社会貢献の取組を拡充・強化していくことにより、人を惹きつける魅力や活力に満ちた地域社会づくりを進めています。

6 都市防災の方針

金沢区は海と丘陵との自然環境に恵まれています。しかし、急峻で入り組んだ地形の丘陵部は大雨による崖崩れなどの災害が、海に近い所では津波・高潮災害が懸念されます。

また、近年の気候変動に伴う局地的な大雨の発生などにより風水害への対策も必要となってきました。さらに、古くから形成された木造家屋が密集した市街地では、大規模地震発生時における火災が懸念されます。

そこで、災害が発生しにくく、市民生活が守られ、万が一災害が発生した場合でも早期に都市機能が復旧する災害に強いまちづくりを地域住民と協働で進めます。

(1) 地震・火災に強いまちづくり

地震による災害が発生しにくいまちづくりを進めるとともに、災害が発生した場合でも都市機能の早期復旧に寄与する基盤施設の整備を進めます。

橋梁や公共施設等の耐震補強、急傾斜地崩壊危険区域への対策を推進します。住宅地においては、家屋の耐震補強やブロック塀から生垣や軽量なフェンスなどへの転換を進めます。

地震による火災への対策として、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路(泥亀釜利谷線(地震火災対策重点路線))や幹線道路の整備を進めるとともに、老朽化した建築物についても建て替えや共同化を進め、不燃化を促進します。狭あい道路が多く見られる旧市街地や比較的古い住宅地では、狭あい道路整備促進路線を重点的に拡幅整備するほか、必要に応じて小型消防自動車や防火水槽、初期消火器具などを整備していきます。加えて、公園、樹林地、農地等避難場所となるオープンスペースや消防水利の確保を促進します。

また、大規模地震の発生により、上下水道、都市ガス、電気、通信といった都市生活を支える施設(ライフライン)の断絶による生活障害の拡大が予想されます。震災時にもその機能を十分に確保するため、無電柱化やライフラインの耐震化、また、分散型の多様なエネルギー源の確保など、早期復旧が可能な都市整備を進めます。さらに、災害時の緊急輸送路となる国道16号線沿道においては、耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化促進を図ります。

(2) 津波・高潮に強いまちづくり

区域の東側が海に囲まれている金沢区では、津波や高潮の被害が心配されることから、海岸保全基本計画等を踏まえ、必要な護岸の整備を推進していくとともに、護岸では防ぐことのできない津波等に対しては、高層の建築物や構造物などの津波避難施設の認定など、適切な避難及び対処方法に関する検討、整備を推進します。

(3) 大雨に強いまちづくり

市街化が進み、コンクリートやアスファルトで囲まれた都市環境は、雨水の地下浸透を低下させ、区内を流れる河川の増水を引き起こす危険があります。このため、樹林地などの保水能力の維持、雨水循環の環境づくりや河川の護岸整備、公共施設や宅地開発等での雨水貯留施設整備による流出の抑制、下水道事業の推進など総合的な治水対策を実施し、被害の生じにくいまちづくりを進めます。

また、区内に多く存在する危険な崖地では、対策工事を推進するとともに、崖崩れが発生するおそれがある場合については、迅速に「避難勧告」を発令するなど体制を強化します。

(4) 防災体制の充実

災害に対しての安全な都市空間の実現は、基盤施設の整備だけではなく、災害の防止・対応のための体制づくりや地域における防災力を高めることが重要です。地域防災拠点等への災害対策物資や機材の発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な情報伝達、避難計画や応急医療対策などについて、地域での「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく取組を推進します。地域防災拠点運営委員会や消防団、まちの防災組織、事業所等の自衛消防組織の意識と機能の向上など、地域単位での人づくり・仕組みづくりを図り、地域全体が相互に協力できる「自助」「共助」「公助」体制を確立することにより「災害に強い地域づくり」を推進します。

(5) 帰宅困難者対策

金沢区では、通勤・通学者に加え、観光客などの帰宅困難者等の発生が予想されます。災害発生時における帰宅困難者による混乱を回避するため、鉄道事業者や民間商業施設と連携し、発生時の対策強化を図ります。今後は駅周辺の公共施設及び民間施設等へ協力を依頼し、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するため、連絡体制の整備などを進めます。

～ 防災まちづくり計画 ～

金沢文庫駅周辺から平潟町にかけての一带は、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、地震火災対策の重点施策を進める「対象地域」に指定されています。

このうち、2地区において協議会が設立され、まち歩きやワークショップなどを行いながら地域住民の皆さまと防災まちづくりに関する計画を策定し、市の認定を受けました。（「寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会防災まちづくり計画」（平成22年11月認定）、「金沢地区防災まちづくり計画」（平成27年4月認定））これらの協議会では、計画に基づき、地域住民の皆さまとともに、横浜市などの関係機関と役割分担をしながら協働して事業を推進しています。

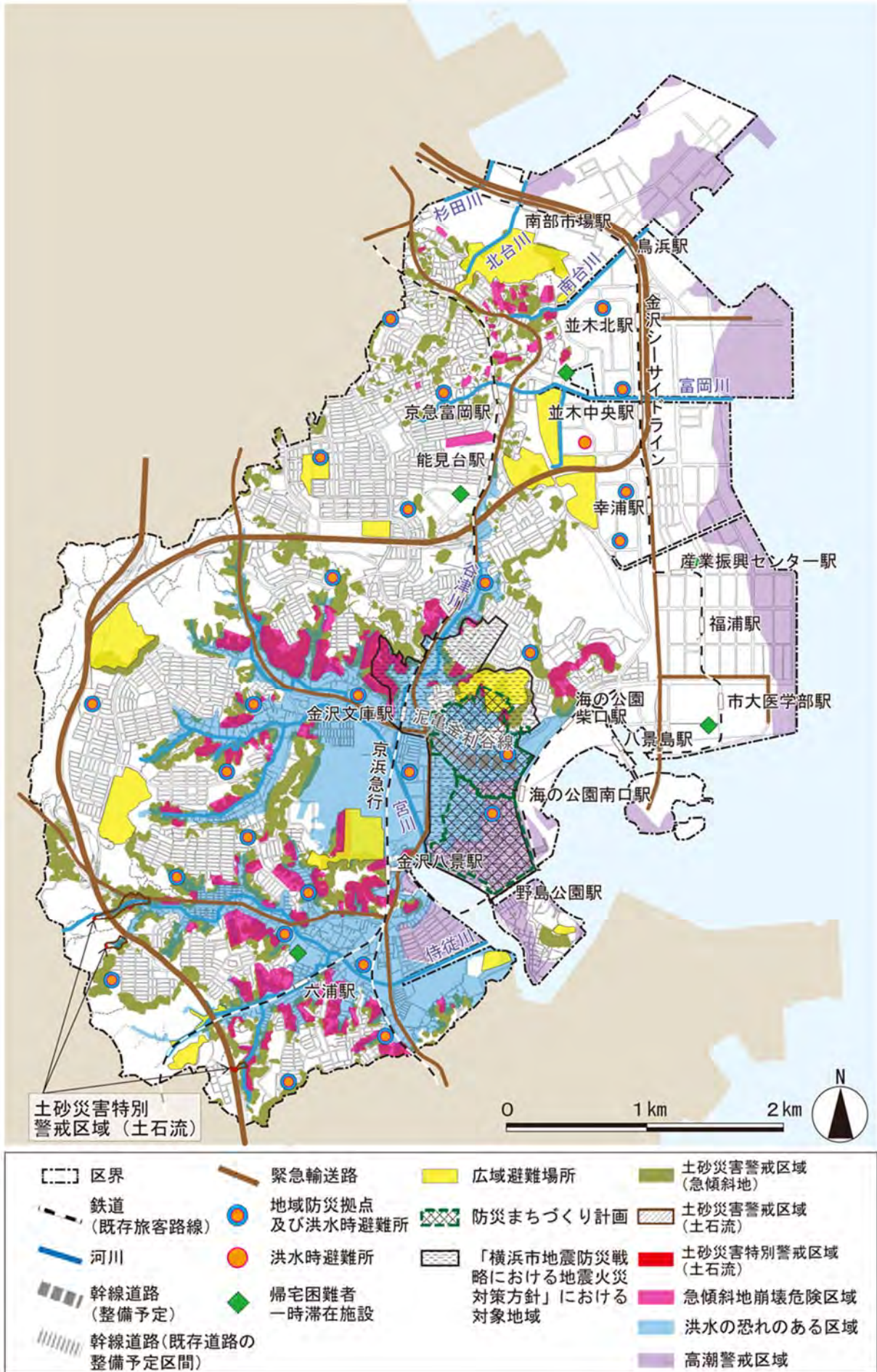


防災訓練の様子



ワークショップの様子

●都市防災の方針図



7 健康と福祉のまちづくりの方針

誰もが安心して、健やかに暮らし、学び、働くことができるまちづくりを目指します。

そのため、地域福祉保健計画などと連携しながら、ハードとソフトの両面からの視点をもって取り組みます。

◆施設整備等に関する方針

(1) 誰もが利用しやすい施設の整備

公共施設をはじめ、人の集まる福祉・医療・文化・公共交通機関等の施設について、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく、誰もが利用しやすい施設となるよう整備について働きかけます。道路や公園といった都市施設等についても、再整備等の機会をとらえて段差の解消や園路・歩道の有効幅員の確保、勾配の緩和、ベンチ等の休憩施設の整備に努めます。個人住宅については、情報提供を通じた支援のほか、集合住宅の事業者に対して、高齢者や障害者が安心して利用できる施設とするよう働きかけていきます。

また、金沢文庫駅・金沢八景駅からの徒歩圏と考えられる駅からおおむね半径 500m から 1,000m の範囲には、「いきいきセンター金沢」などの複合福祉施設や金沢区総合庁舎などの公共施設が集積しており、多くの人々が往来する地域となっています。この範囲については、すでに策定されている「金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想」(平成 25 年3月、以下「バリアフリー基本構想」といいます。)に基づき整備を進めます。

(2) 健康都市づくりの推進

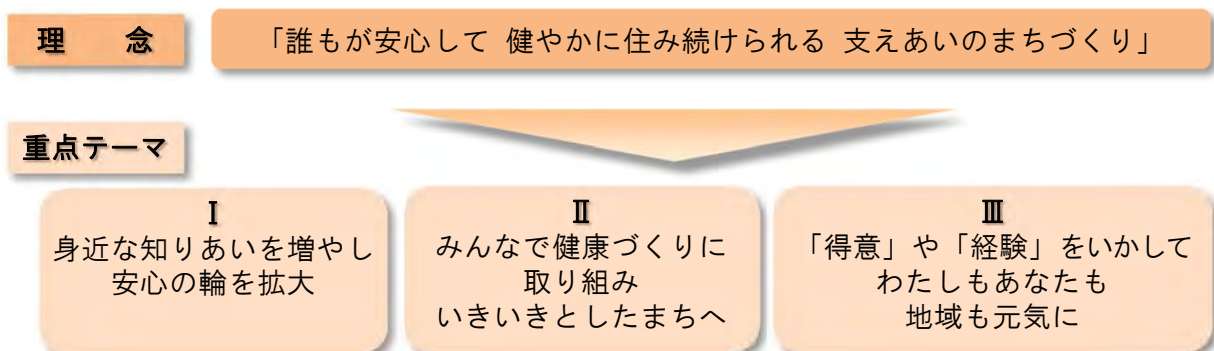
身近な場所で手軽に健康づくりができるよう、公園に健康づくりを兼ねた遊具を整備したり、ウォーキングや散策に適した緑道や遊歩道の整備など、全ての世代の健康づくり活動のための環境整備に努め、地域における健康寿命を伸ばす視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組の充実を支援します。

◆身近な地域での取組に関する方針

(3) 地域福祉保健の充実

少子高齢化の進展や家族形態の変化、近隣関係の希薄化などによって孤立しがちな人が増えることが予測されますが、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、介護や医療などが切れ目なく提供される仕組みとともに、身近な地域における多様な見守りや支えあいが不可欠です。

地域福祉保健計画では、世代や文化を超えて人と人との知恵あひお互いに助けあえる仕組みづくりや、地域ぐるみで取り組む健康づくり、誰もが活躍することでいきいきと暮らせる地域づくりなどを通じて「誰もが安心して健やかに住み続けられる支えあいのまちづくり」を進めます。



1 金沢区心部におけるまちづくり

● 「金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン」について

「金沢文庫駅東側区心部一帯地域 地区プラン」は、横浜市全体の都市計画に関する基本的な方針である「横浜市都市計画マスタープラン(平成 12 年 1 月策定)」を前提とし、また、「金沢区まちづくり方針(平成 12 年 12 月確定)」と整合を図りながら、金沢文庫駅東側地区の将来像を描くとともに、それを実現するための方針及び具体的な取組を示すことを目的として、地域住民と行政との議論を経て、平成 17 年 2 月に策定されました。

策定から 10 年以上が経過し、地区プランに基づいたまちづくりが推進され、以下の図に示すように既に完了しているものも多くなってきています。また、地区プラン区域内においては、地域住民によって検討が行われた2つの「防災まちづくり計画」が横浜市の地域まちづくりプランとして認定され、まちづくりが進められており、金沢区総合庁舎を含む金沢文庫駅と金沢八景駅間では「バリアフリー基本構想」を策定し、現在環境整備に取り組んでいます。平成 28 年には金沢区総合庁舎の再整備が完了し、公会堂については、引き続き整備を進めます。

● 「金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン」によるまちづくりの状況



● 「金沢区まちづくり方針」の改定と今後の金沢区心部のまちづくり

地区プランの策定後、区域のうち東側の大半を占める部分については、前述のように地域の検討により「防災まちづくり計画」が策定され、よりきめ細かい方針を基に地域主体のまちづくりが進められています。

一方、区域のうち西側に位置する国道16号線を中心に商業施設や公共施設が集積する部分については、金沢区総合庁舎の再整備の大部分が完了し、今後の市街地更新の可能性も考慮すると金沢区の区心部としてのまちづくりの重要性が増してきています。さらに近年、地区プランの区域に近接する金沢八景駅周辺において、東口での区画整理事業の進捗や金沢シーサイドラインの京浜急行との駅接続などのまちづくりが進み、交通結節点としても金沢文庫駅に加え、金沢区の中で重要な役割を担うようになってきています。

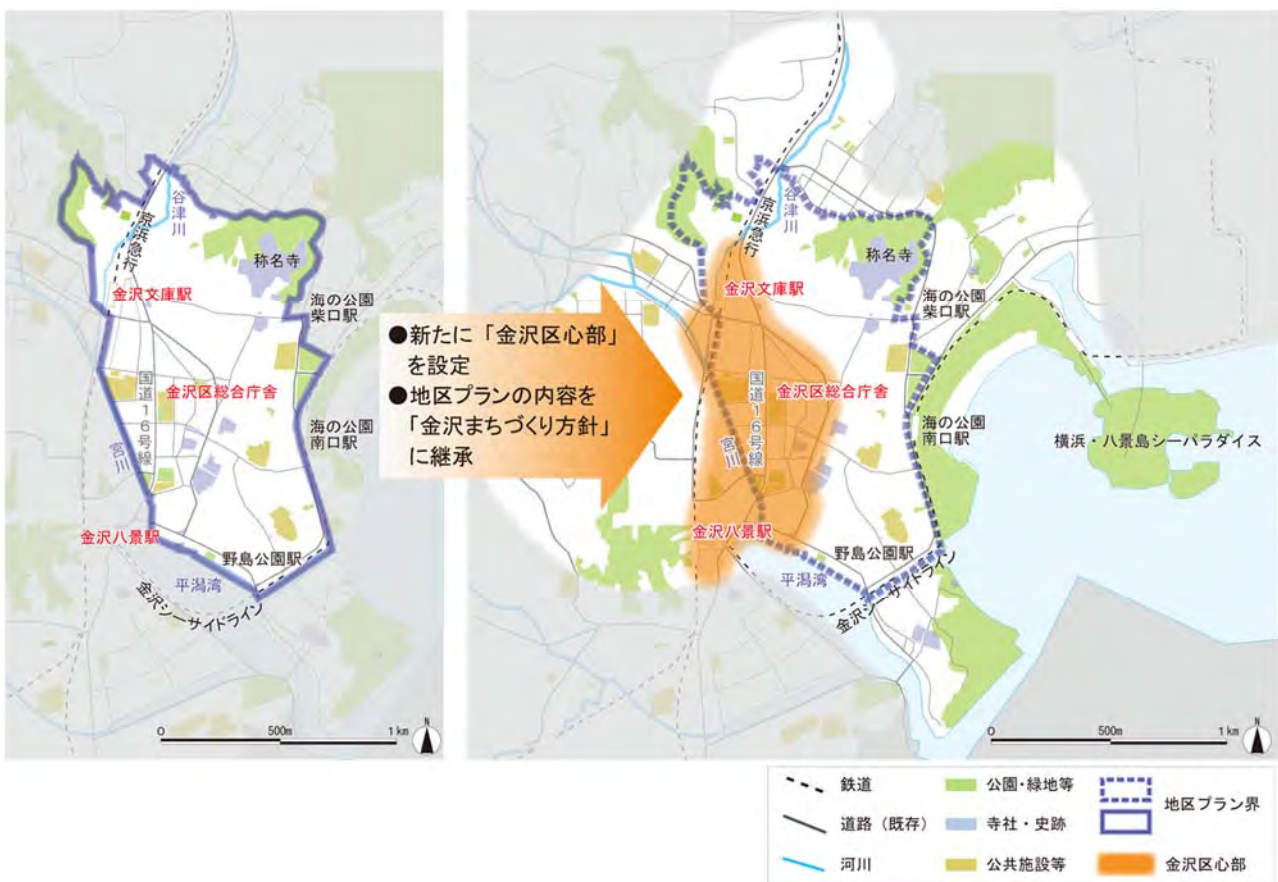
このように、地区プランの策定時から金沢区心部のあり方が変化してきており、地区プランの内容や範囲を全体的に見直し、金沢文庫駅から金沢八景駅にかけての特に重要なエリアを新たな「金沢区心部」としてまちづくり方針を定めていく必要が生じました。

地区プランを見直して新たに定める方針については、「金沢区まちづくり方針」の改定に合わせて「金沢区心部におけるまちづくり方針」として盛り込み、一元化することにより、「金沢区まちづくり方針」をより充実した内容とすることとしました。なお、これに合わせて地区プランは廃止します。

なお、地区プランで掲げた方針のうち、金沢区心部以外のものについては、「2 地域生活圏ごとのまちづくり(2)金沢圏」に継承します。

●旧地区プラン

●今回改定する「金沢区まちづくり方針」における新たな「金沢区心部」



●金沢区心部におけるまちづくり方針

海や歴史など金沢区ならではの豊富な地域資源を生かしながら、商業、業務、文化、行政等の都市機能が集積するゾーンとして、3つの主要エリアの連携促進を図り、一体的なまちづくりを目指します。

また、金沢区心部内を誰もが円滑に行き来できるよう、「バリアフリー基本構想」に基づき環境整備を進めます。

さらに、人口減少や少子高齢化のさらなる進行への対応、交流人口増加による地域活性化など将来を見据えたまちづくりを進めることで、持続的で魅力的な金沢区心部を形成していきます。

【金沢文庫駅周辺】

- 地域の生活拠点として、商店街の魅力を生かしながら、商業、業務等の集積や老朽化建物の改善を図り、活力と魅力あるまちづくりや街並み景観づくりを進めます。これに向け、まちの将来像やまちづくりの新たな手法について地域と行政が協働しながら検討します。
- 東側の交通広場については、駅利用者などが安全に利用できるよう整備を進めます。
- 周辺に点在する称名寺をはじめとした歴史資源との連携を視野に入れ、観光・交流の起点となるよう環境整備を進めます。

【金沢区総合庁舎周辺】

- 金沢文庫駅周辺と金沢八景駅周辺との連携を促進する中心的なエリアとして市街地形成を図ります。
- 大規模な土地利用転換にあたっては、都市計画制度の活用などにより商業、行政機能等と住居系機能とがバランスよく共存した、区心部にふさわしい土地利用を誘導するとともに、良好な景観形成を図ります。

【金沢八景駅周辺】

- 地域の生活拠点として、商業、業務等の集積を図り、地域と協働しながら、活力と魅力あるまちづくりを進めます。
- 臨海地域と金沢シーサイドラインで結ばれ、アクセス性が高まったことから、臨海部の産業団地や近接する2つの大学、さらに周辺に点在する海や歴史などの地域資源との連携を視野に入れ、観光・交流の起点となるよう環境整備を進めます。

2 地域生活圏ごとのまちづくり

金沢区の各地域の個性、特性に応じたまちづくりを進めるため、「地域生活圏」ごとにまちづくりの方針を示します。

「地域生活圏」は、地形及び水系を地域生活圏の基盤とし、地域の個性ともなっている様々な時代背景を持った文化圏域に、人の移動圏域、コミュニティがつくる社会的圏域、サービス圏域(地域住民が利用する施設や商店街など)といった生活圏域性を加味して設定したものです。

その結果、6つの圏域を設定し、圏域毎の特性を分析した上で、目指すべき将来像とまちづくり方針を検討します。

●地形及び水系から見る都市構造の特徴

- 地域開発の歴史をひもとき、大きくくりにすると、地形の単位に対応したまとまり（地域生活圏）が見られます。
- 東西にのびる小河川が形づくる谷戸および丘陵部、入海部、埋立部などによって生み出されるまとまりが、日常生活圏として、それぞれ適当な広がりを持っています。
- 広域交通軸である京浜急行が区を南北に貫き、谷戸の入口的な位置に配された駅によって、地形的なまとまりと駅勢圏との一致が見られます。

● 6つの地域生活圏の成り立ち

○六浦圏

侍従川水系の狭い谷戸と背後の里山、及び平潟湾周辺の河口部の埋立からなっています。六浦駅周辺を中心に多数の小規模開発が行われ、入り組んだ谷戸がある現地形の面影を残した住宅地が広がります。

○金沢圏

かつては主に入海と潟で構成されていた圏域で、その周囲に金沢八景と称された風光明媚なスポットが点在する地区でした。現在は、区役所を始め、多くの公共施設が立地する金沢区の中心的な地区です。

○釜利谷圏

宮川水系の狭い谷戸と背後の里山からなる圏域です。谷戸部には笹下釜利谷道路の周辺に市街地がスプロールし、丘陵部はいわゆる釜利谷開発と称される計画的に整備された戸建て住宅地があります。

○能見台・富岡西圏

富岡の谷戸の里山だった丘陵部が、京浜急行が通るとともに富岡西では住宅地が開発され、さらに能見台として計画的な住宅地が造られました。

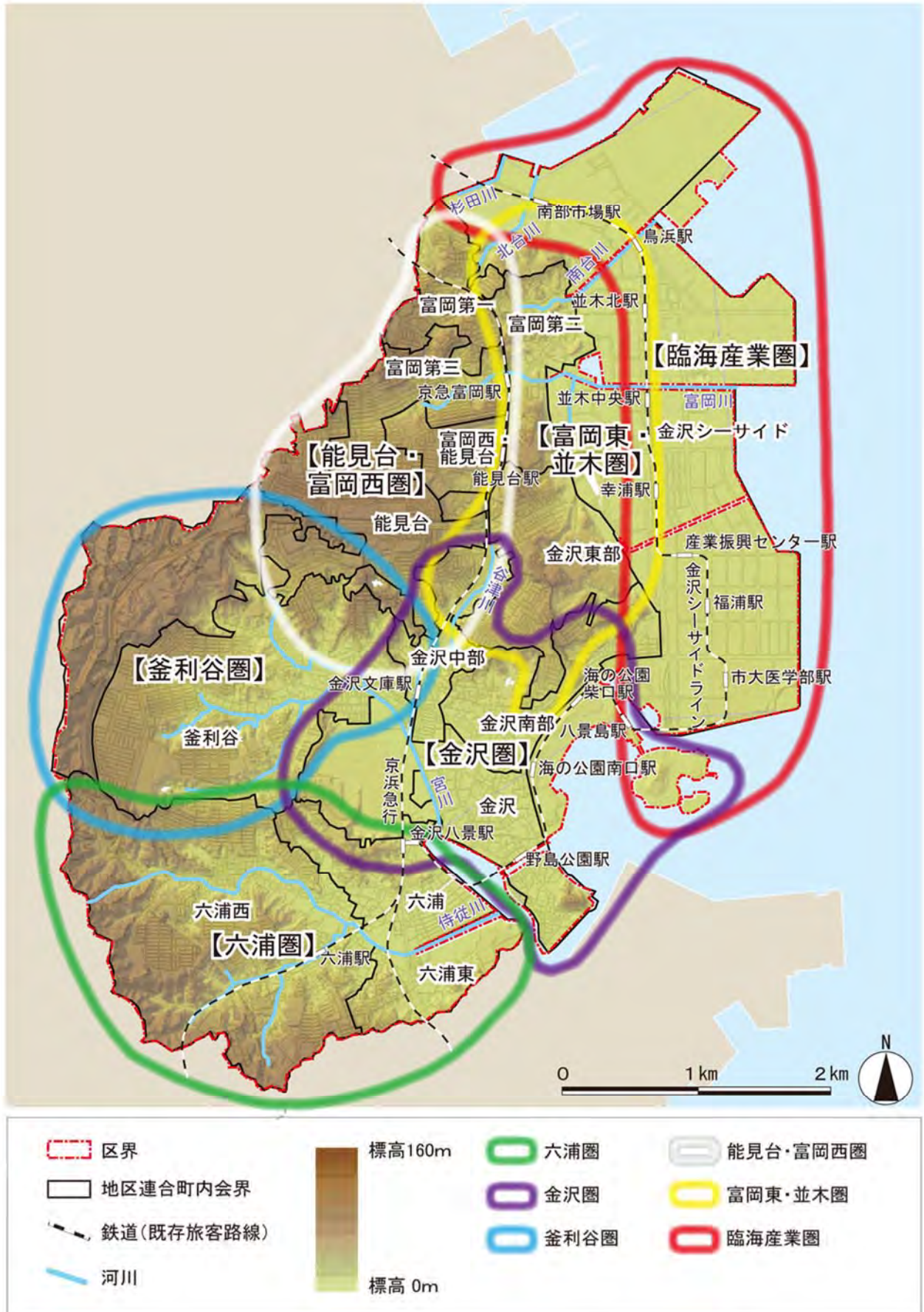
○富岡東・並木圏

富岡の谷戸の内の海岸に近い村集落部、谷津川東側の谷戸部と海岸段丘部、さらに前海だった部分を埋め立てた住宅地(並木)からなる住宅市街地です。

○臨海産業圏

臨海部の埋立地で、中小の製造業や流通業などを計画的に集積する目的で造られた工業団地です。現在は、八景島シーパラダイスや横浜ベイサイドマリーナ等の観光施設も整備されています。

● 6つの「地域生活圏」と地形および地域コミュニティ(地区連合町内会)との関係図



● 「地域生活圏」の特性一覧

圏域名	六浦圏	金沢圏	釜利谷圏
構成する 主な町	六浦町、六浦東一～三丁目、 六浦南一～五丁目、柳町、六 浦一～五丁目、大道一・二丁 目、高舟台一・二丁目、東朝 比奈一～三丁目、朝比奈町	野島町、乙舳町、平潟町、洲 崎町、町屋町、泥亀一・二丁 目、寺前一・二丁目、柴町、 金沢町、谷津町、片吹、瀬 戸、海の公園、八景島、大川	釜利谷東一～八丁目、釜利谷 南一～四丁目、釜利谷西一～ 六丁目、みず木町、釜利谷町
(人口)	47,137 (H26)	36,369 (H26)	31,914 (H26)
原地形	侍従川水系の谷戸と丘陵	入海と潟	宮川水系の谷戸と丘陵
市街化の 時代背景	侍従川の谷戸集落 ↓ 鎌倉幕府の経済拠点 (六浦津) ↓ 谷戸部に徴用工員寮立地 ↓ 谷戸部のスプロール市街地拡大 ↓ 高舟台の開発 ↓ 東朝比奈、六浦町丘陵部の 開発 ↓	入海沿い集落、江戸湾に面し た漁村 ↓ 鎌倉幕府の経済、文教拠点 (金沢北条氏の本拠地) ↓ 潟部の町屋、金澤八景による 探勝風景文化、入海塩田開発 ↓ 軍需産業、徴用工員寮立地 ↓ 潟部のスプロール市街地拡大 ↓ 入海埋立による住宅地開発 ↓ 海の公園埋立 ↓ 金沢八景駅の土地区画整理 ↓	宮川の谷戸集落 ↓ 谷戸部のスプロール市街地拡大 ↓ 釜利谷丘陵部の開発 ↓
主な利用駅	六浦駅、金沢八景駅	金沢八景駅、金沢文庫駅	金沢文庫駅

圏域名	能見台・富岡西圏	富岡東・並木圏	臨海産業圏
構成する 主な町	能見台森、能見台一～六丁目、能見台東、能見台通、富岡西一～七丁目、富岡東一丁目	西柴一～四丁目、長浜、長浜一・二丁目、堀口、富岡東二～六丁目、並木一～三丁目	福浦一～三丁目、幸浦一・二丁目、白帆、鳥浜町、昭和町、八景島
(人口)	41,970 (H26)	40,613 (H26)	81 (H26)
原地形	富岡の谷戸後背地の丘陵	谷津川・富岡の谷戸と海岸段丘、前海	海
市街化の 時代背景 (鎌倉期) (江戸期) (明治期) (昭和初期) (戦後初期) (昭和後期) (平成)	<p>富岡西の開発</p> <p>↓</p> <p>能見台の開発</p> <p>↓</p>	<p>谷津川の谷戸集落、富岡の谷戸と漁村集落</p> <p>↓</p> <p>富岡海岸部の保養地文化</p> <p>↓</p> <p>谷戸部のスプロール市街地拡大</p> <p>長浜の開発</p> <p>↓</p> <p>西柴丘陵部の開発、並木埋立</p> <p>↓</p>	<p>昭和町・鳥浜町軍事施設立地</p> <p>↓</p> <p>幸浦、福浦産業団地埋立</p> <p>↓</p>
主な利用駅	能見台駅、京急富岡駅	京急富岡駅、能見台駅 シーサイドライン各駅	金沢八景駅、新杉田駅 シーサイドライン各駅

(1) 六浦圏

●目標

侍従川の谷戸を軸として、身近な生き物と触れ合える河川や樹林地を保全・創出し、ふるさとの環境が結ぶ地域コミュニティが形成された圏域とします。

●現況と課題

- 昭和 30 年代までにつくられた住宅地は、人口規模・構成に変化が生まれ、子育て世代や高齢者にとって住みやすい住環境が必要とされています。
- 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)については、早期返還が求められています。
- 米軍住宅等の建設と「飛び地」の返還について、日米政府間で合意されています。
- 幹線道路における慢性的な混雑や横浜逗子線の未整備、さらに、六浦駅周辺の複雑な地形による道路網のぜい弱性等により、交通アクセスに課題があります。
- 豊かな自然環境が維持されている侍従川や緑の 10 大拠点「円海山周辺地区」及び風致地区に指定されている地区西部の緑地では、自然環境の保全を進めつつ、歴史や文化などの地域の特性を生かしながら区民とのかかわりを深めていく必要があります。
- 魅力ある生活拠点を形成するために、支え合いのための人が集える拠点づくり、場づくりが必要とされています。
- かつて入海だった地区東部は水害の危険性が高く、また、丘陵部の多くが土砂災害警戒区域等となっています。さらに、見通しが悪い狭あい道路が存在します。
- 金沢区内で特に高齢化の進んでいる地域でもあり、生活関連施設やそれらをつなぐ経路のバリアフリー環境が不十分です。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 昭和 30 年代までにつくられた住宅地は、環境の保全と向上に努めるとともに、人口規模・構成に見合った効率的な基盤の整備や生活利便機能の導入を進めます。
- 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)については、早期返還や周辺環境整備などの地域の意向を踏まえながら国との協議を継続し、地域特性を考慮した土地利用を図っていきます。

■ 交通

- 幹線道路である横浜逗子線の整備を進めます。
- バスルートの拡充などにより六浦駅への交通アクセス改善を図ります。

■ 魅力

- 侍従川の豊かな自然環境を今後も維持し、自然生態環境の再生や親水化のために、総合的な整備を図ります。
- 「円海山周辺地区」の緑地を保全し、ハイキングや自然観察などが楽しめる場として活用します。
- 朝夷奈切通や(仮称)金沢八景西公園では、自然や歴史的景観を保全しながら身近な魅力資源として活用します。

■ 活力

- 六浦駅周辺において、西口駅前の安全性確保など、まちの魅力を高めていきます。

(2) 金沢圏

●目標

金沢区心部を有する金沢区の拠点地区として、商業、業務、文化などの都市機能が集積するとともに、日常生活の利便性が高く災害にも強い、誰もが安心して生活できる圏域とします。さらに、自然、歴史等の豊富な地域資源を相互に連携させることで、その魅力を生かし、観光・交流につなげます。

●現況と課題

■ 土地利用

○地域住民が主体となって土地利用や建物の建て方に関するきめ細かなルールを定め、良好な住環境を保全するためのルール作りを行う必要があります。

■ 交通

○君ヶ崎交差点では、歩行者が関連する交通事故が多発しています。

○東西方向の道路整備が進んでいないことに加え、南北方向の幹線道路である国道 16 号線は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。

○国道 16 号線では段差が多く、誰もが快適に通行できる歩行者空間の整備が求められています。

○幅員が狭い道路が多く、安全に通行できる歩行者空間の整備が不十分です。

■ 魅力

○御伊勢山・権現山などの緑地や緑の 10 大拠点「小柴・富岡地区」内にある称名寺から野島にかけての緑地について、区民とのかかわりを深めながら自然環境を保全していく必要があります。

○歴史や自然の地域資源が豊富に存在していますが、その魅力を十分に生かし切れていません。

■ 防災

○古い市街地では狭い道路が多く、木造家屋が密集し、火災による延焼など、防災上、交通上の危険性が指摘されます。さらに、延焼遮断帯の形成に資する泥亀釜利谷線は未整備です。

○地区の多くの部分はかつての入海であり、これらの地区は水害の危険性が高くなっています。

■ 健康と福祉

○福祉施設や公共施設が集積する金沢文庫駅から金沢八景駅までの範囲ではバリアフリー環境が不十分です。金沢文庫駅前商店街では、商店入口の段差解消などが必要です。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 金沢文庫駅周辺、金沢区総合庁舎周辺、金沢八景駅周辺では、金沢区心部の3つの主要エリアとしてまちづくりを進めます。
- 国道 16 号線や金沢歴史の道では、後背住宅地との調和のとれた主要な地域道路沿道の街並みを誘導するほか、「歩く観光」として魅力的な沿道利用を検討します。
- 谷津町、金沢町、泥亀一丁目の住宅地では、地域の実状及び意向に応じたルール作りを検討します。

■ 交通

- 君ヶ崎などの交差点では、安全に道路を横断できる施設の整備を進めます。
- 南北方向の幹線道路として、国道 16 号線の整備を進め、交通渋滞の解消を図ります。
- 地区の骨格となる東西方向の道路としての機能に加え、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路泥亀釜利谷線について整備を進めます。
- 市道谷津 342 号(称名寺前道路)について、安全でスムーズな交通を確保するため、総合的な道路整備を進めていきます。
- 金沢歴史の道や国道 16 号線の歩道では、歩車道の段差低減や切り下げ形状の改善等を図り、歩行者空間を充実させます。
- 駅と地域を結ぶ道路において、歩行者優先のコミュニティ道路化を進めます。一般道路との交差点には歩行者が安全に渡れるよう、サイン表示等を行います。
- 地域の生活道路として重要な町屋学校通りでは、歩行者空間の充実を図ります。

■ 魅力

- 入海の名残である水路空間や砂浜を持つ海岸線、御伊勢山・権現山などの緑地やそれらを背景とした称名寺を始めとした歴史資源など、この地区に多く集積している水・緑・歴史の地域資源を保全します。八景島や海の公園などのレクリエーション施設とも連携し、案内板やサインの設置・更新等を進め、魅力を発信するとともに観光・交流につなげます。
- (仮称)金沢八景西公園は緑の保全や、歴史的景観に配慮しながら整備を進めます。
- 地区内に点在している地域資源を歩行者が安全で快適に見て周れるよう、水・緑・歴史のプロムナードの整備や活用を進めるとともに、これら地域資源の保全活用をさらに進めるため、区民による維持・管理活動につながるよう、その魅力を継続的に発信します。
- 学校等の公共施設や宅地内での緑化を推進し、緑の創出とネットワーク化を図ります。

■ 防災

- 密集市街地の防災機能の向上に向け、狭あい道路の拡幅、建物の不燃化、共同化、住宅の耐震改修等を促進します。
- 延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路泥亀釜利谷線について整備を進めるとともに、身近な道路網の整備によって防災上の課題解決に努めます。
- 高層の建築物や構造物などの津波避難施設を設定し、津波や高潮などの水害に強いまちづくりを進めます。

■ 健康と福祉

- 「バリアフリー基本構想」に基づき、金沢文庫駅から金沢八景駅にかけての地区について、事業者と行政が協働しながら環境整備を進めます。

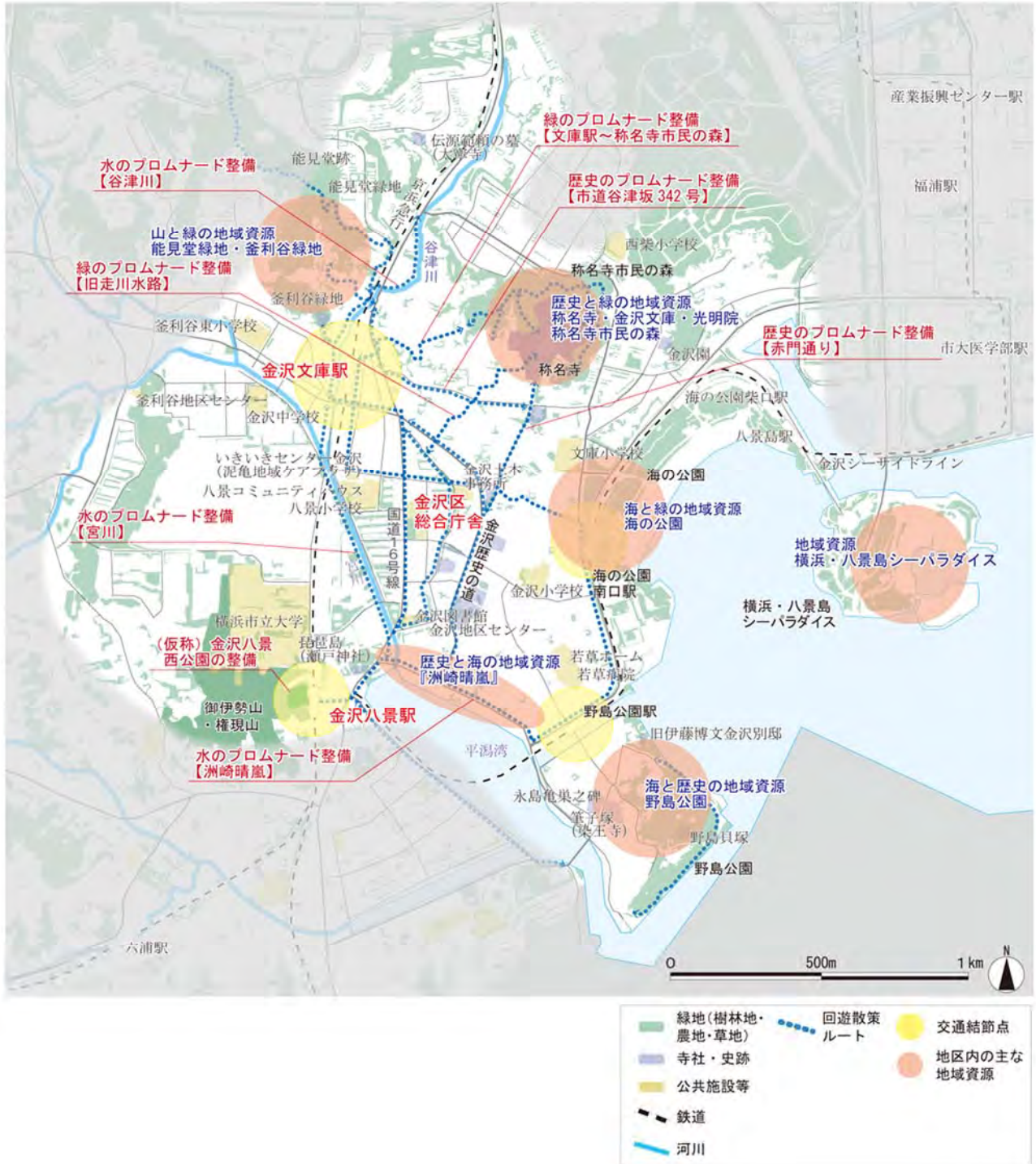
●金沢圏のまちづくり方針図 その1～土地利用～



●金沢圏のまちづくり方針図 その2 ～交通・防災～



●金沢圏のまちづくり方針図 その3 ～魅力～



(3) 釜利谷圏

●目標

歴史的資産や豊かな自然的環境を保全し、これらの活用を手がかりに、丘陵部の計画的に開発された住宅地へと自然につながりが生まれる圏域とします。

●現況と課題

- 計画的に開発された戸建て住宅地では、人口減少や少子高齢化の進展によって空地・空家が増加し住環境の低下が進んでいます。住環境の低下を防ぐため、質を保ちながら、持続可能な市街地の形成を行っていく必要があります。
- 周辺都市との広域的な連携軸として、区民の移動手段である交通ネットワークが十分に確保されておらず、さらに金沢区内で、特に高齢化の進んでいる地域でもある地区西部の丘陵部には駅まで15分で到達できない地域が広がっています。
- 豊かな自然環境が維持されている宮川水系や緑の10大拠点「円海山周辺地区」及び風致地区に指定されている地区西部の緑地では、自然環境の保全を進めるために、自然に対する区民の意識を高めていく必要があります。
- 白山道沿いには歴史資源などが点在していますが、それらを有効に活用できていません。
- 谷戸周辺には多くの土砂災害警戒区域等が存在し、低地部では洪水のおそれがあります。
- 見通しが悪い狭あい道路のある地区があります。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 計画的に開発された戸建て住宅地では、現在の身近な住環境の維持を図るとともに、社会状況の変化に合わせて柔軟に対応できるよう、まちづくりルール等について変更も含め検討します。

■ 交通

- 広域的な道路網である高速横浜環状南線の整備を促進し、横浜市全域にわたる高速交通のネットワーク化を進めます。
- バスルートの拡充などにより金沢文庫駅への交通アクセスを改善します。

■ 魅力

- 宮川の水環境の保全・回復を図り、周辺の樹林地の保全に努めつつ、散策路や憩いの場を整備することで、水や緑と触れ合える空間とします。
- 「円海山周辺地区」の緑地や風致を守るとともに、金沢自然公園を拠点とし、ハイキング、自然観察などが楽しめる場として活用します。
- 白山道沿いに点在する歴史資源や地域利用施設をネットワークしつつ、安全で快適な歩行者空間を生み出していきます。

■ 防災

- 宮川の治水など、水害に強いまちづくりを進めます。
- 地震や豪雨などの災害に備え、崖崩れが発生するおそれがある危険な崖地では防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。
- 狭あい道路の拡幅整備などにより、防災性の向上を図ります。

(4) 能見台・富岡西圏

●目標

住宅地の成熟化に伴い求められる、福祉やまち並み景観などに配慮された環境が維持される圏域とします。

●現況と課題

- 計画的に開発された住宅地では、建築協定や地区計画などのまちづくりのルールにより住環境が保全されていますが、人口減少や少子高齢化の進展によって空地・空家が増加するなど新たな地域課題も発生しています。
- 生活主軸の一つである富岡小学校前通りは幅員が不十分なため京急富岡駅に直結するバスの運行が行えず、かつ安全な歩道の確保もできていません。
- せせらぎ緑道として整備され、豊かな自然環境が維持されている富岡川水系や緑の10大拠点「円海山周辺地区」として地区南部に位置する能見堂緑地では、自然環境の保全を進めるために、自然に対する区民の意識を高めていく必要があります。
- 京急富岡駅では、地域商業の活性化、拠点機能の充実などが求められています。
- 富岡西では土砂災害警戒区域等が点在しています。
- 見通しが悪い狭あい道路のある地区があります。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 能見台駅周辺に集積する都市型住宅、商業・業務施設、公共施設などによるにぎわいや活力を維持していきます。
- 地域のまちづくりルールについて、子育て世代の居住への配慮など、社会状況の変化に合わせたルールの見直しを行います。

■ 交通

- 国道16号線の整備、また東西方向の主要な地域道路として富岡小学校前通りの整備を進めます。
- バスルートの拡充などにより能見台駅や京急富岡駅への交通アクセスを改善します。

■ 魅力

- 能見堂跡周辺の緑地を保全し、眺望を生かした明るく開放的な景観・環境づくりを行い、ハイキングや自然観察などが楽しめる場として活用します。
- 富岡川を軸として豊かな自然環境を保全し、親水性や回遊性を生かした健康づくりの場として活用します。

■ 活力

- 京急富岡駅周辺について、地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりを進めます。

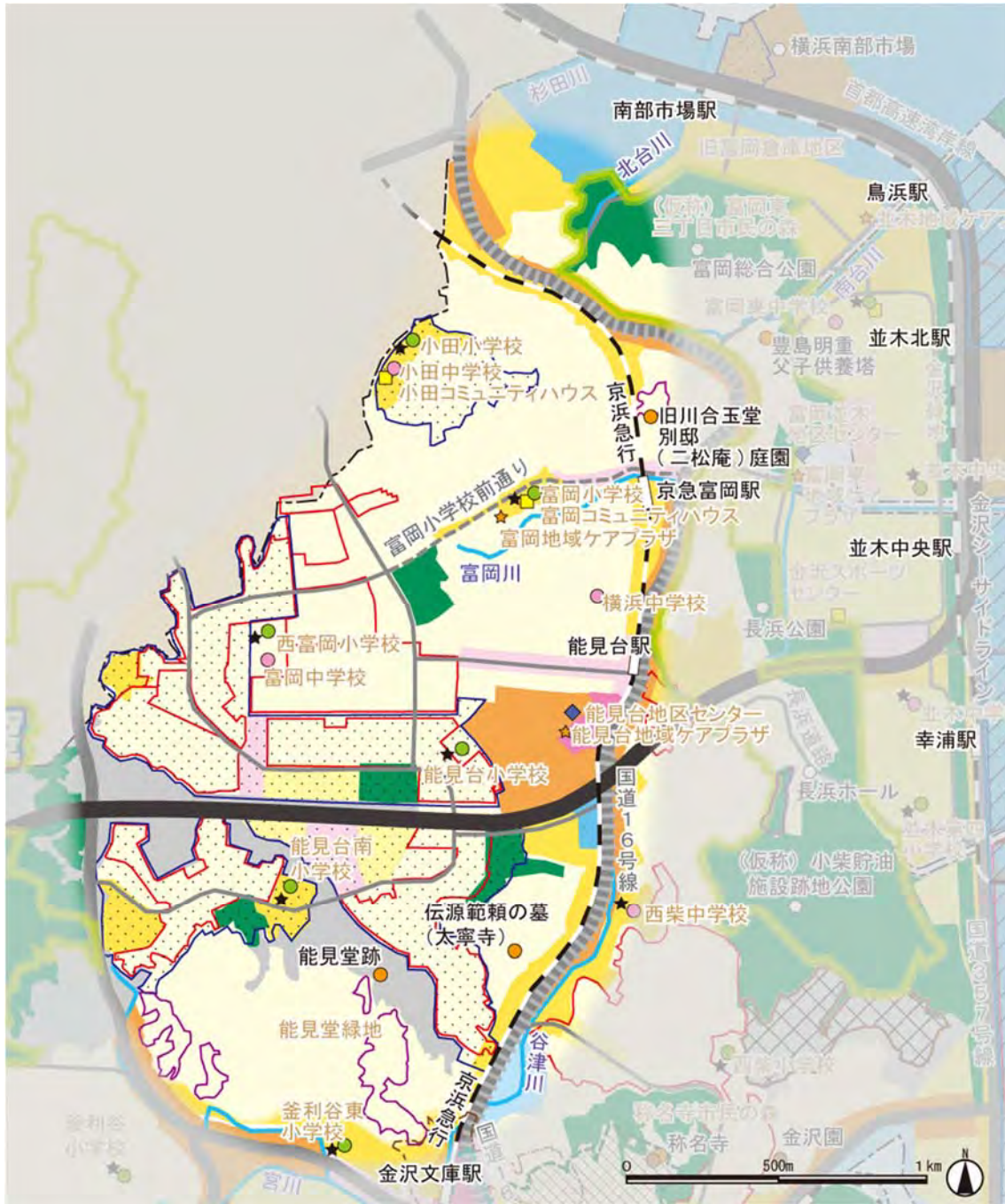
■ 防災

- 地震や豪雨などの自然災害に備え、崖崩れが発生するおそれがある危険な崖地では防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。
- 狭あい道路の拡幅整備の促進などにより、防災上の向上を図ります。

■ 健康と福祉

- 駅周辺の都市機能相互の歩行者空間ネットワークの円滑化を進めます。

●能見台・富岡西圏のまちづくり方針図



<p>【住居系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心とした土地利用とする地域 中高層集合住宅(団地、マンション等)を中心とした土地利用とする地域 住宅及び小規模な店舗、事務所が共存する地域 道路沿道で、自動車による利用を目的とした施設、住宅等が共存する地域 <p>【商業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務機能と、高度利用された住宅等が複合、中心する地域 商業・業務を中心とした土地利用とし、住宅等が共存する地域 	<p>【工業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の工場と住宅、商店等が共存する地域 工場、倉庫等を中心とした土地利用とする地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設地区 公園・緑地等のレクリエーション地域等 市街化を抑制すべき地域 	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定 地区計画 特別緑地保全地区 風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> 広域利用施設 小学校 中学校 地区センター コミュニティハウス 地域ケアプラザ 地域防災拠点 	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道(既存旅客路線) 高速道路(既存) 幹線道路(既存) 幹線道路の整備予定区間 主要な地域道路(既存) 主要な地域道路(整備予定) <p>【国・県・市指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形文化財(建造物・石造) 史跡・名勝 	<ul style="list-style-type: none"> 河川
--	---	--	--	---	--

(5) 富岡東・並木圏

●目標

旧海岸線沿いに点在する地域資源を取り囲む富岡東・並木の新旧地区が、相互の特徴を生かしながら一体的に地域価値を高め合う圏域とします。

●現況と課題

- 並木の中高層住宅地では、建物や設備の更新時期をむかえる地区があります。
- 人口減少や少子高齢化の進展によって空地・空家が増加するなど新たな地域課題も発生し、住環境の保全・向上を目指す検討が必要となっています。
- 国道16号線では交通渋滞及び騒音が課題となっている箇所が存在しています。
- 旧海岸線に沿った緑地一帯は、寺院や旧川合玉堂別邸、旧小柴貯油施設など魅力的な施設が点在していますが、相互のつながりが不十分です。
- 多世代が暮らしている並木団地では、世代間の交流促進が課題となっています。
- 丘陵部には土砂災害警戒区域等が点在しています。
- 見通しが悪い狭あい道路のある地区があります。
- 大規模開発された住宅地では、少子高齢化や人口流出が進んでおり、生活を支援する地域の拠点や多様な見守りや支え合いの仕組みが必要とされています。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 並木の中高層住宅地では、建物の更新時に地域課題の解決に資する機能の導入を誘導します。
- 地域の意向に応じて、生活利便性の向上や地域活性化を行うために住環境の保全や向上に関する検討を行います。
- 旧富岡倉庫地区の跡地利用については、跡地利用基本計画、全市的・地域的なニーズや課題解決に対応する土地利用を図ります。

■ 交通

- 南北方向の幹線道路として国道16号線の整備を進め、交通渋滞の解消を図ります。

■ 環境

- 住宅地及び産業団地の間にある金沢緑地を適切に保全し、住宅地等の環境を守ります。

■ 魅力

- 旧小柴貯油施設の跡地利用については、現況の自然環境や地形を生かした公園として整備します。
- 旧川合玉堂別邸や旧小柴貯油施設など、谷戸軸や旧海岸線沿いに点在する地域資源を相互に連携させて、まちのにぎわいと歴史や自然を融合させた魅力の向上を図り、積極的な活用を進めます。

■ 活力

- 多世代交流の機会場の場づくりを促進し、コミュニティ創出を通じた地域活性化を図り、多世代が暮らしやすいまちづくりを進めます。

■ 防災

- 地震や豪雨などの自然災害に備え、崖崩れが発生するおそれがある危険な崖地では防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。
- 狭あい道路の拡幅整備の促進などにより、防災性の向上を図ります。

○旧小柴貯油施設の跡地利用については、将来的に広域避難場所となることを想定し、防災に配慮します。

■ 健康と福祉

○高齢化に伴い変化するまちへの対応や安心して暮らせる維持管理の仕組みや地域の暮らしを支える仕組みの改善を図ります。

●富岡東・並木圏のまちづくり方針図



<p>【住居系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心とした土地利用とする地域 中高層集合住宅(団地、マンション等)を中心とした土地利用とする地域 住宅及び小規模な店舗、事務所が共存する地域 道路沿道で、自動車による利用を目的とした施設、住宅等が共存する地域 <p>【商業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務機能と、高度利用された住宅等が共存、中心する地域 商業・業務を中心とした土地利用とし、住宅等が共存する地域 	<p>【工業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の工場と住宅、商店等が共存する地域 工場、倉庫等を中心とした土地利用とする地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設地区 公園・緑地等のレクリエーション地域等 市街化を抑制すべき地域 	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定 地区計画 地域まちづくりプラン 特別緑地保全地区 農業専用地区 風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> 広域利用施設 小学校 中学校 地区センター コミュニティハウス 地域ケアプラザ 地域防災拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道(既存旅客路線) 【道路】 高速道路(既存) 幹線道路(既存) 幹線道路(既存道路の整備予定区間) 主要な地域道路(既存) 主要な地域道路(整備予定) 【国・県・市指定】 有形文化財(建造物・石造) 史跡・名勝
--	---	--	--	--

(6) 臨海産業圏

●目標

横浜市における臨海部の産業拠点として位置付けられており、企業の操業環境を維持していくとともに、より働きやすい魅力ある地域環境としながら、周辺地域との交流が盛んな圏域とします。

●現況と課題

- 地域による土地使用協定等の運用が行われていますが、操業環境の維持・保全を図るため、時代の変化に即したルールの実効性が求められています。
- 国道 357 号線では交通渋滞及び騒音が課題となっている箇所が存在しています。また、八景島以南の区間は未整備路線となっています。
- 東西方向の公共交通が不十分です。
- 埋立地の海岸線や水路空間の周辺に豊かな水と緑の環境が存在しますが、効果的にネットワークされていません。
- 産業活性化に向けた発信力、認知度の向上が求められています。
- 沿岸部は津波や高潮など水害の危険性が高い区域となっています。

●まちづくり方針

■ 土地利用

- 土地利用の転換に際しては、周辺地域への影響に配慮し、調和のとれた適正な土地利用を誘導していきます。
- 海岸線の遊歩道などの恵まれた環境を生かし、就業者にとって、潤いと憩いのある安全で快適な環境整備に努めます。

■ 交通

- 国道 357 号線の未整備区間の整備を進め、交通渋滞の解消を図ります。
- 既存の公共交通に加えて身近な交通手段を検討し、交通環境を充実させます。

■ 魅力

- 幸浦・福浦地区の海岸線において海に親しむ憩いの空間を生み出し、金沢緑地とともに歩行者や自転車が通行しやすいネットワークを形成します。そして、産業団地の操業環境に配慮しながら、八景島などのレクリエーション施設や横浜南部市場を生かしたにぎわいの創出を推進します。

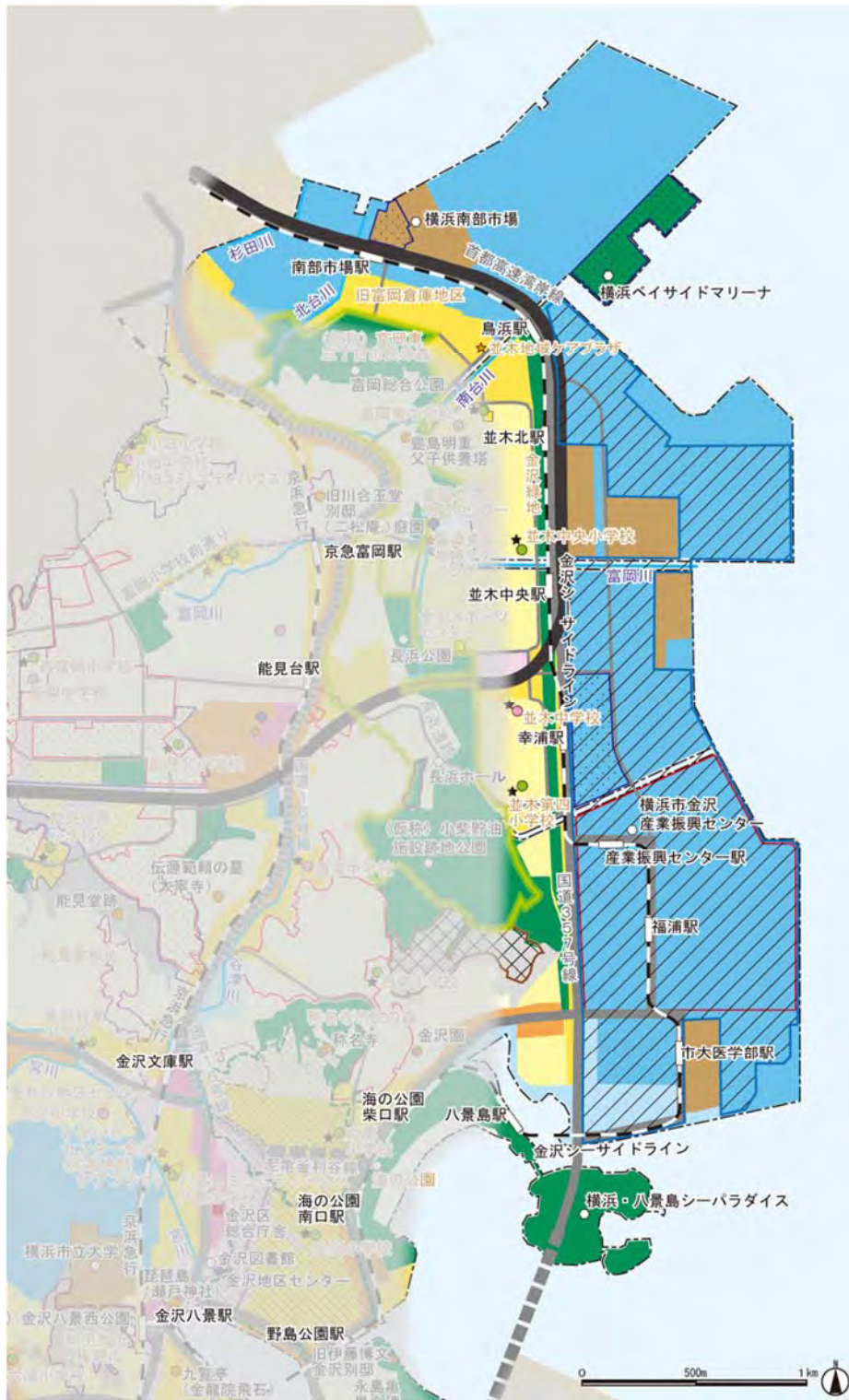
■ 活力

- 都心および県央方向へのアクセスの良さを活用し、ものづくりの場、工場集積地としての良好な操業環境を維持するとともに、優れた技術力などを広く発信していきます。
- 企業集積のメリットを生かし、働く魅力があるまちづくりを進めます。
- 隣接する並木地区の住宅地と職住近接を進めるとともに、企業施設の市民開放や展示即売会などを通じて、企業と地域住民の交流を図ります。

■ 防災

- 高層の建築物や構造物などの津波避難施設を設定し、津波や高潮などの水害に強いまちづくりを進めます。

●臨海産業圏のまちづくり方針図



<p>【住居系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を中心とした土地利用とする地域 中高層集合住宅(団地、マンション等)を中心とした土地利用とする地域 住宅及び小規模な店舗、事務所が共存する地域 道路沿道で、自動車による利用を目的とした施設、住宅等が共存する地域 <p>【商業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業・業務機能と、高度利用された住宅等が複合、中心する地域 商業・業務を中心とした土地利用とし、住宅等が共存する地域 	<p>【工業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の工場と住宅、商店等が共存する地域 工場、倉庫等を中心とした土地利用とする地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模施設地区 公園・緑地等のレクリエーション地域等 市街化を抑制すべき地域 農業専用地区 風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> 建築協定 地区計画 地域まちづくりルール 広域利用施設 小学校 中学校 地区センター コミュニティハウス 地域ケアプラザ 地域防災拠点 	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道(既存旅客路線) 高道路(既存) 幹線道路(既存) 幹線道路(整備予定) 主要な地域道路(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川 幹線道路(整備予定)
--	---	--	---	--

3 実現に向けて

●区民・事業者・行政の役割

金沢区まちづくり方針が目指す将来都市像を実現させるためには、区民(個人、NPO等)、事業者と行政がパートナーシップを組み、役割分担をしながら、それぞれが主体的に、一つひとつ実践していく必要があります。

区民の役割としては、行政が行うまちづくりなどへの理解を深めるとともに、まちづくり活動に積極的に参加し、自治会町内会などのコミュニティにおいて区民相互が協力しながら好ましい生活環境の維持やさらなる改善を行っていくことがあります。NPO等はまちづくりに関するノウハウを生かし地域と行政等との間に立って、まちづくり活動を支援することが期待されます。

事業者の役割としては、金沢区の地域性に配慮し、地域社会の安全確保を見据えながら、周辺環境に配慮した取組、地域に貢献する姿勢が期待されます。

行政の役割としては、街路事業などの公共事業を実施すること、都市計画法や建築基準法などの法制度を運用し地域の実情に合わせ、事業内容を規制すること、適切な情報提供や専門家の派遣などにより自主的な市民活動を支援すること、などがあります。

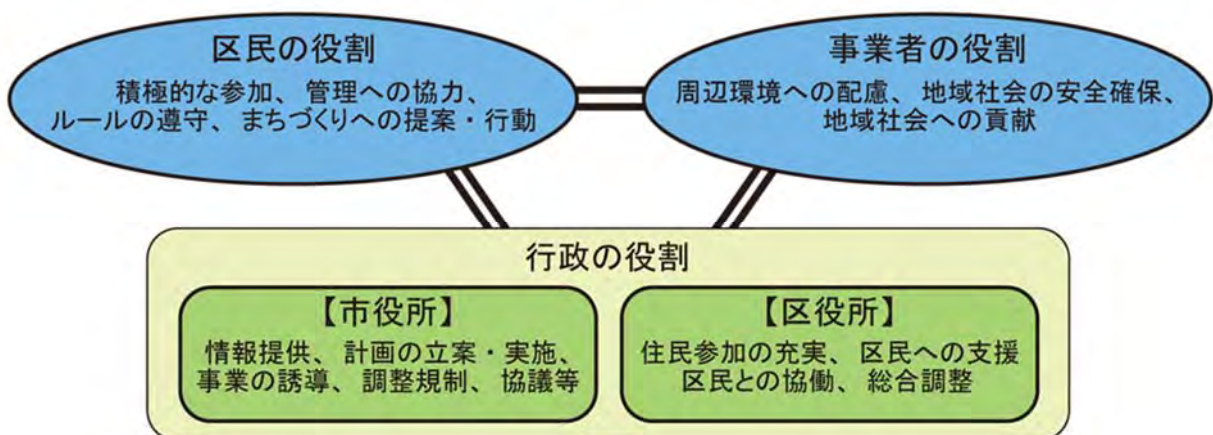
●区民によるまちづくり活動のさらなる展開に向けて

金沢区ではこれまでさまざまな地域、さまざまな視点で区民によるまちづくり活動が活発に行われてきました。

また、区民の生活スタイルは多様であり、生活ニーズも多岐にわたっています。そうした状況に対応するため、多様な市民ニーズに柔軟に対応できるまちづくり活動支援策が求められていると考えます。

今後とも、区民による自発的なまちづくり活動の展開が図られるように、まちづくり情報の収集・提供、区民相互の交流促進等の支援を行っていきます。

●実現に向けての区民・事業者・行政の役割模式図



参考 用語集

【ア行】

1号市街地（都市再開発の方針）

既成市街地を中心に、横浜型のコンパクトな市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地として、整備・改善を図ることを目的に指定。

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間のこと。

【カ行】

海岸保全基本計画

海岸法に基づき「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」と「海岸の適正な利用」3つの観点から、海岸の保全や整備に関する基本的な事項について定めた計画。神奈川県沿岸地域は、地形等の特性に応じて、「相模灘沿岸」と「東京湾沿岸」の2地域に区分され、それぞれの海岸保全基本計画が、平成16年に策定されている。(神奈川県土整備局 河川下水道部)

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画(2015(平成27)年1月)」(横浜市環境創造局))

環境未来都市

「環境未来都市」構想は、国の「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)に位置付けられた21の国家戦略プロジェクトの一つである。環境未来都市とは、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域をさす。横浜市は、平成23年12月、国から「環境未来都市」として選定された。(内閣府地方創生推進事務局「環境モデル都市・環境未来都市」、横浜市温暖化対策統括本部 環境未来都市推進課)

緩衝帯（バッファゾーン）

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って配置された緑地や工作物など。これらを総じて、「緩衝帯」ともいう。

帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受けるおそれのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには県知事の許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組んだりすること。（「協働推進の基本指針（2012（平成24）年10月）」（横浜市市民局））

緊急輸送路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するために特に必要とされる区域を近郊緑地保全区域に定め、その区域内で、特に良好な自然環境を有するなど、緑地の保全のために特に必要とされる区域で、都市計画に定める地区。

景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区

域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。「いちからつくる建築協定(2014(平成 26)年5月)」(横浜市都市整備局)参考)

高速横浜環状南線

横浜市の道路ネットワークの骨格を形成する自動車専用道路であり、計画区間は横浜市金沢区釜利谷町～同市戸塚区汲沢町の延長約 8.9km。平成 7 年 4 月に都市計画決定され、平成 12 年 3 月に着工。

コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。「地域コミュニティの現状と問題(2007(平成 19)年 2 月 7 日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

コミュニティ道路

歩道を設置し、また車道をジグザグにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路のこと。

【サ行】

市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

市民の森

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね 2 ha 以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則 10 年以上の市民の森契約を結び、広場、散策路、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28)年6月改正)」(横浜市環境創造局政策課)

主要駅周辺地区（都市再開発の方針）

鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地形成の実現のために、主要な鉄道駅からおおむね半径 500m 圏内について、機能集積等を中心に地区の特性に応じた土地利用の誘導等を図る地区。規制誘導地区の4地区のうちのひとつ。

主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年1月）」（横浜市環境創造局））

すず風舗装

路面温度の上昇を抑制することでヒートアイランド現象を緩和する効果のある舗装のことで、横浜市独自の呼び名。保水性舗装と遮熱性舗装の2種類を行っている。

スプロール

Sprawl。都市が急速に発展し、周辺へ無秩序に市街地が広がる現象のこと。道路、上下水道、電気その他の都市施設が整備されず、市街地化が進むため都市問題を激化させることになる。

3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成 23）年1月）（横浜市資源循環局））

生産年齢（層）人口

15 歳から 64 歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0 歳から 14 歳までを「年少人口」、65 歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年1月）」（横浜市環境創造局））

【夕行】

地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通

手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組みを、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のこと。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努める。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

特別工業地区

特別用途地区の1つで、以下の2種類がある。(1)公害防止型(特別工業地区)／工業地域や工業専用地域において類似する業種をまとめ、業種混在による弊害を防ぎ、同業種の利便を増進するためのもの。同地区内では、化学工場等の施設の立地が制限される。(2)地場産業育成型(特別工業地区)／住居系地域や準工業地域など住工混在の市街地を対象にして、地場産業を育成しつつ住環境の保護を目的とするもの。同地区内では、目的に応じて準工業地域や工業地域の制限を規制強化したり、混在型の住居系用途地域や商業地域の制限を規制緩和したりする。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28)年6月改正)」(横浜市環境創造局政策課))

都市型住宅

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的な生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。(「横浜市都市計画マスタープラン全体構想(2013年(平成25年)3月)」(横浜市都市整備局)参考)

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。(神奈川県県土整備局砂防海岸課より)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

土地使用協定

平成22年に地域まちづくりルールとして認定。安定した操業環境の維持、向上、地域社会との調和、緑の保全と形成、公害防止をまちづくりの目標とし、操業環境の変化が、周辺企業に致命的な不利益を生じさせないようにするため、協定に基づく審査を行う。審査に当たっては、周辺企業の理解を得るよう努める。(横浜金沢産業連絡協議会)

【ナ行】

2号再開発促進地区（都市再開発の方針）

1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、再開発の実現を図ることを目的に指定する。なお、実施中の事業にあってはその推進を図る。

任意協定

公的な制度に基づかない住民同士の私的なルール。拘束力は強くないが、建て主の注意を喚起し配慮を求める効果がある。まちづくりの初期に取り組んだり、公的な制度でのみでは表現できない柔軟なルール。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。

【ハ行】

バリアフリー/化

高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること(歩道の段差解消など)をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。(「横浜都市交通計画(2008(平成20)年3月)」(横浜市都市整備局都市交通課))

バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくもので、重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定める。「金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想」は平成25年3月に策定。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き(2014(平成26)年4月)」(横浜市建築局))

【マ行】

街づくり協議機能誘導地区（都市再開発の方針）

郊外部における地区ごとの特性や街づくりの方向性に応じた、適正な機能の誘導を図る地区。規制誘導地区の4地区のうちひとつ。

街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

緑の 10 大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の 10 カ所がある。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。電柱をなくすことによって、電柱の倒壊による危険がなくなり安全性の向上が図られるとともに、景観が改善される。

【ヤ行】

谷戸

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間であり、生物が多く生息している。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

ゆめはま 2010 プラン金沢区計画

平成5年12月に策定した長期ビジョンに基き、「ゆめはま2010プラン基本計画」とともに区別計画としてまとめたもので、2010年頃の望ましい区民生活の姿や「海と緑の奏でるハーモニータウン」という区づくりの目標を実現するため、区の主要な施策や事業について具体的に取りまとめた計画のこと。平成6年12月策定。

横浜グリーンバレー構想

環境モデル都市の基幹プロジェクトの一つであり、金沢区の臨海部で、市民の皆さんと協働しながら、「環境」を切り口とした産業の育成と環境教育の充実に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進める構想。(横浜市温暖化対策統括本部)

横浜市基本構想（長期ビジョン）

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する 21 世紀最初の四半世紀(おおむね 2025(平成 37)年頃、現在から約 20 年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけ

られる。横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。（「横浜市基本構想(長期ビジョン)(2006(平成 18)年6月)」(横浜市政策局))

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成 24 年 10 月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成 26 年 3 月に策定した方針。これにより「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組みを進める。

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」における対策地域

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。自治会町内会等が行う防災施設の整備等に対し、横浜市が行う補助の対象となる。

横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申(2011(平成 23)年 12 月)及び住生活基本法(2006(平成 18)年制定)の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想(長期ビジョン)を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

横浜市宅地開発要綱

総合的なまちづくりを推進するため、横浜市が 1968(昭和 43)年に制定した、宅地開発の基準を示した要綱のこと。都市計画法等の開発関連法令と併せて、良好な住環境の形成・保全に成果を挙げてきた。2004(平成 16)年に、適用対象の拡大及び公共公益施設の整備基準の見直しを行い、横浜市開発事業の調整等に関する条例に引き継がれた。

横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

横浜ブルーカーボン事業

「ブルーカーボン」と「ブルーリソース」を融合した新たな取組み。海洋の生物によって吸収・捕捉される炭素「ブルーカーボン」と、海洋エネルギー(海洋バイオマス、海水熱等)の利用「ブルーリソース」を一体として脱温暖化に取り組むとともに、海辺環境の魅力向上により「親しみやすい海づくり」を目指す。(横浜市温暖化対策統括本部)

【ラ行】

ライフライン

Life line。都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語。多く、地震対

策との関連で取り上げられる。生命線。(「大辞泉第二版(2012(平成 24)年 11 月)」(小学館))

リデュース

reduce。発生抑制。ごみそのものの量を減らすこと。(「横浜市一般廃棄物処理基本計画～横浜 3 R 夢(スリム) プラン～」(2011(平成 23)年1月)(横浜市資源循環局))

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するもの。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から 300 平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

臨海部産業団地 (LINKAI 横浜金沢)

中区から金沢区に掛けての臨海南部工業地域のうち、金沢区の臨海部には、工業団地として計画的に基盤整備された鳥浜工業団地、金沢産業団地があり、製造業を中心に、金属・機械工業から最先端の化学・バイオ産業まで多数の企業が立地している。また、先端技術の創造と育成を目指して建設された横浜金沢ハイテクセンターや研究開発・産学連携等のためのラボラトリーを備えた横浜金沢ハイテクセンター・テクノコアも立地している。(横浜市経済局企業誘致ガイド)

産業団地の活性化を目指し、平成 29 年に地域とともに策定した「金沢臨海部産業活性化プラン」に基づき、地域の認知度を高めるため名称を検討し、「LINKAI 横浜金沢」に決定。

【アルファベット】

ICT (情報通信技術)

Information and Communications Technology の略。情報・通信に関する技術のことで、従来から使われてきた「IT」と同様の意味で用いられるが、IT の概念の広がりにより、「IT」に替わってこちらが用いられるようになっている。一般的に「情報通信技術」と訳されることが多い。

NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998(平成 10)年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO 法)」により、まちづくりの推進等 20 分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」として法人格を取得できる。(「横浜市住生活基本計画(2012(平成 24)年3月)」(横浜市建築局))

平成 30 年 3 月発行

編集・発行

横浜市 金沢区 区政推進課

〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1

TEL 045-788-7729 FAX 045-786-4887

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-2939 FAX 045-663-8641

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kusei/kikaku/master-plan/>

